

総務委員会会議録

平成19年 4月12日(木)

(開 会) 10:10

(閉 会) 15:49

○ 委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第7号 損害賠償の額を定めることについて」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○ 管財課長

議案第7号、損害賠償の額を定めることについて、補足説明を行います。

議案書の17ページをお願いいたします。本件事故は平成18年8月8日、庄内支所地域振興課職員が、福岡市民会館での公務を終え、市役所へ帰庁途中、福岡市博多区の須崎橋付近交差点を、職員が不注意により赤信号を見落とし、交差点に進入し、赤信号に気づきブレーキをかけたが、相手方車両に衝突し、双方の車両を損傷させ、相手方運転手は頸椎、腰椎捻挫、頭部打撲等により7日間の入院および通院治療を要したものであります。

事故の原因ですが、公用車の運転手が不注意により赤信号を見落とし、交差点に進入したことによるもので、過失割合は市側が100%であります。損害の賠償額は183万5,086円で、全額全国市有物件災害共済会から支払われます。なお損害賠償額の内訳につきましては18ページに、事故現場見取り図については20ページに記載しておりますので、内容の説明については省略をさせていただきます。以上簡単ですが、議案第7号の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

議案書の17ページに事故の概要が書いてあります。説明もありました。この福岡市民会館での公務というのは具体的にはどのような内容でしょうか。お尋ねします。

○ 管財課長

用件でございますが、市民会館で人権同和教育の夏期講座が行われておるのに参加いたしております。

○ 川上委員

これは何時から何時まで行われてるんですか、この日は。

○ 管財課長

始まりはちょっと分かりませんが、帰りということでございますので、時間がそこに書いてありますとおり、3時55分ごろの事故ですので、近くですので、3時過ぎごろに終わったと認識いたしております。

○ 川上委員

人権同和の担当の方でもう少し詳細に答弁をお願いできませんか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 10:14

再開 10:22

委員会を再開します。

○ 人事課長

人事課の方から答弁させていただきます。

この関係につきましては、支所の地域振興課が18年度まで人権関係、これを担任いたしております、それに関連する事務として夏期講座の方に参加したものであるというふうに報告を受け

ております。

○ 川上委員

この議案を承認求めろうとするならば、この職員が公務中であったということをあなた方は根拠を示して、報告しなければならないですね。それで、何時から始まる行事に、自宅から直行したのか、それとも支所から行ったのか、ここのところを明らかにする必要がありますね。それお尋ねします。

○ 人事課長

通常こういった研修につきましては、10時ごろ開催がなされておりますので、支所の方から公用車で出発いたしたというふうに認識いたしております。

○ 川上委員

思われますでは、こういう議案は審査しにくいですね。少し正確にしていただけませんか。

○ 人事課長

支所から公務で出発いたしたものでございます。

○ 川上委員

ところでこの人権同和啓発夏期講座、主催者はどなたですか。どこになりますか。

○ 人事課長

主催者については、承知いたしておりません。申し訳ございません。

○ 川上委員

委員長ね、この議案審査するのに、公務で行ったと言いながら、主催が分からない。こういうところに公務で行ったというわけいかないと思うんですよ。それで時間とってでも調べて答弁を求めてもらいたいと思うんですが。

○ 人事課長

早急にご報告申し上げます。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 10:25

再開 10:35

委員会を再開します。

「議案第7号 損害賠償の額を定めることについて」は継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「議案第10号 専決処分の承認について(平成18年度飯塚市一般会計補正予算(第6号))」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○ 財政課長

議案番号第10号の平成18年度飯塚市一般会計補正予算(第6号)でございますが、配付いたしております「平成18年一般会計補正予算資料」・「平成19年2月5日専決」と記載いたしております資料をお願いいたします。1ページをお願いいたします。こういう2月5日専決という記載をしております資料でございます。

この補正予算につきましては、表の下に記載いたしておりますように、住民投票市議会解散によります議員選挙に係る経費を補正し、2月5日に専決処分をいたしたものでございます。補正額は、1億2,242万8千円で、財源は財政調整基金の繰入金で調整を取っております。以上簡単でございますが説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第10号 専決処分の承認について(平成18年度飯塚市一般会計補正予算(第6号))」は承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第11号 専決処分の承認について(平成18年度飯塚市一般会計補正予算(第7号))」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○ 財政課長

議案番号第11号でございますが、2月26日専決と記載しております資料をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。この補正予算につきましては、表の下の方に記載いたしておりますように、国の補正予算により事業の前倒しとなったもの等を中心に補正し、2月26日に専決処分を行ったものでございます。補正額は、14億3,221万円を増額いたしております。

2ページをお願いいたします。歳入より説明いたします。地方交付税の普通交付税は、交付税の原資となります国税の増加に伴い、国の補正予算による追加交付分でございます。

特別交付税は、特定地域開発就労事業の終息に伴います就労者への特例援助金等の地方負担算入分を計上いたしております。

国庫支出金の合併市町村補助金につきましては、国の補正予算で追加補正があり、本市の交付予定総額7億5千万円のうち内示のありました4億5千万円を計上いたしております。

繰入金の財政調整基金繰入金は財源調整のための減額でございます。

市債につきましては、特定地域開発就労事業債の追加等で2億1,890万円の追加をいたしております。

次に歳出でございますが、総務費の市地図作成委託料は、国の合併補助金を活用して新市全域のデジタル基本図を作成するものでございます。

3ページをお願いいたします。民生費の生活管理指導員派遣事業委託料ほか2件の委託料の追加は、介護保険特別会計で計上しておりました経費が介護保険事業の対象外となりますことから一般会計に組み替えるものでございます。

各保育所空調設備設置工事、各保育所防犯対策設備設置工事および各児童センター等空調設備設置工事は国の合併補助金を活用して整備するものでございます。

衛生費の病院事業会計補助金は潁田病院の診療器具買い替えにかかる繰出基準内の補助金を追加するものであります。

労働費の就労者自立援護助成金、就労事業引退者特例援助金および就労者自立支援加算金は、18年度をもって終息するに伴いまして就労者に支給するものでございます。

土木費の道路台帳システム開発委託料は国の合併補助金を活用いたしまして、旧1市4町ごとに管理しております道路台帳を統合しようとするものでございます。

川島公営住宅建設基本設計委託料は、事業の進捗状況によりまして、18年度予算で基本設計のみを実施しようとするものでございます。

4ページをお願いいたします。消防費の消防団員活動服等購入費は、国の合併補助金を活用して整備するものでございます。

教育費の各小学校ストーブ購入費、各小・中学校職員パソコン購入費および各幼稚園空調設

備設置工事は、国の合併補助金を活用して整備するものでございます。

繰越明許につきましては、市地区作成委託料から各幼稚園空調設備設置事業までの16件につきまして、国の合併補助金の対象事業等で年度内の完了が見込めませんので、新たに設定するものでございます。

債務負担行為につきましては、都市計画基本方針等策定委託料ほか1件につきましては、債務が複数年にまたがりますことから設定するものでございます。

また、廃止の2件につきましては、事業着手を繰り延べたことにより18年度の債務負担行為の設定が不要となったものでございます。

変更の公有財産購入費の土地開発公社委託分6件につきましては事業の進捗状況により、また公共土木積算システム機器借上料から教育用コンピュータ機器借上料の7件につきましては、限度額の確定により、また農業制度資金利子補給金および福岡県信用保証協会保証料負担金の2件について期間の変更をいたすものであります。以上説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

○ 川上委員

予算書の7ページに第2表、繰越明許費補正があって、2款総務費、1項総務管理費の中に、鯉田工業団地開発敷購入費、1,500万円があります。

この繰越明許費に鯉田工業団地開発敷購入費が該当するという説明をしてください。

○ 企画調整部長

繰越明許費の中に鯉田工業団地開発敷購入費、1,500万円という数字を設定いたしております。

これにつきましては、鯉田工業団地開発敷購入費1,500万円について平成18年度の補正予算を計上しまして、議会の方で議決をいただいております。その中で3月末までに取得しますこの用地の権利関係を消滅した中で、売買契約を締結することで所有者でございます三菱マテリアルと用地交渉を進めてきておりました。

しかしながら、この権利関係の一部について、消滅あるいは整理が平成19年度の4月以降にずれ込むと、一定の期間が必要であるというようなことになってまいりましたので、市としてはこの既決予算を翌年度に繰り越させていただいたという内容でございます。

○ 川上委員

もともとこの鯉田工業団地開発敷購入費1,500万円については昨年度12月議会で予算計上していたものですね。で、可決されております。

その段階では当然ながら前年度内に売買契約、それから予算執行ということだったはずですが、今の答弁の中で、権利関係と表現されましたけども、これ非常に分かりにくい。もう少し市民に分かりやすい言葉で具体的に説明してください。

○ 企画調整部長

お答え申し上げます。先ほど権利関係ということで申し上げます。この権利関係と申しますのは、この鯉田工業団地の用地敷の中で、頁岩いわゆるシャモットでございます。このシャモットを採っている業者がございまして、この業者とこの土地の所有者でございます三菱マテリアルとの、このシャモットの採掘権といいますか、採集権といいますか、これについてだいたい平成18年度から5カ年間の採集権、採掘権があるという中で、これを3月一杯までに消滅させるということは、若干の問題があるということでの、少しは伸ばさせてくれんかというようなことでの権利でございます。

○ 川上委員

ますます分かりにくいわけですが、要するに三菱マテリアルが飯塚市に売ることを既に合意している土地、その中に頁岩があって、これを三菱が自己の経営上、セメントを作るだとかに

必要なものを運び出したいと、三菱が運び出すと、掘って運び出すと。そのことですね。

○ 企画調整部長

この権利関係につきましてはね、昨年9月、飯塚市と三菱と用地交渉をする中で、3月一杯までに片付けるというようなことでの三菱側の申し入れでございました。

しかしながら先ほど申し上げましたようにこの鯉田工業団地の中にシャモットがございます。このシャモットをいわゆるA業者、これ三菱とは違ってA業者がシャモットを採りまして、そしてこのシャモットをB業者の方に搬入しまして、それを製品として使ってるということでございまして、実質三菱マテリアルがそれを採集しているというわけじゃございません。

○ 川上委員

もう少し正確に聞きたいと思うんですよ。採集権というのは誰が持ってるわけですか。

○ 企画調整部長

採集権というのは三菱マテリアルが所有者でございます、土地の。それとシャモットを採っているB業者、これとの間に交わされた採集権利ということでございます。

○ 川上委員

そうすると三菱は飯塚市に売却をするということを合意している土地から第三者に対して財産を売ってるわけですね。そういうことになりますか。

○ 企画調整部長

先ほど申し上げましたように、これ5年間というお互いでの権利関係がございます。それでこれをすぐ3月一杯までに消滅するということになれば、採集している業者の経営的な面もあるし、またそこで働いてらっしゃる従業員の方もおられます。この方たちを3月一杯までに解雇するということは、若干の問題がある。次の再就職を見つけるためにも何らかある程度の期間がほしい。失業者を出さないためにもある程度の期間がほしいというような三菱マテリアルと採集業者との話合いがありまして、それならば飯塚市としても、雇用の確保、雇用の安定といえますか、失業者を出さないといえますか、それと中小企業者の経営の安定といえますか、そこらあたりを十分に勘案した中で、これはやむを得ない形であろうということで、ある一定の期間を認めたという内容でございまして。（「関連」という声あり）

○ 兼本委員

土地の売買契約を結ぶときに、いろんなものに注意せないかんですけど、一応そういうことで、他人の権利が入ってるやつを買うときにそういうものがいつまで解約できるかということが大切なことなんです。これは何のためにそもそも買うのかというのは、何のために買うんやっただすかね。これは企業の進出のための工業団地の造成のためでしょ。そしたら例えば今現在にここに企業が来たいというような企業があったときには、そちらの方の企業の雇用関係を大事にするために誘致を断らないかんようなことになるわけですよ。そもそも最初の契約自体がおかしいんですよ。自分が代金を引き渡して登記をすれば不動産の引渡しがいつつまです。というのが売買契約書の中で書いてるはずなんです。不動産屋さん入れたら重要物件説明書で、そういうものがありますよということなので当然そういう権利関係がありますよということを分かって購入するんですよ、大体普通は。今あなたが言われるようなことで相手さんが雇用の関係があるからとか何とかいうのは、それは関係ないでしょ、うちの方が買うわけですから。だから当然代金を支払ってやれば代金の代わりに鉦害の打ち切り登録でもらうということで実質タダやからこっちが一步引いてやりようとかも分かりませんけれどもね。しかし、現実はこの土地は何のために買う土地やっただすか。ジーっと寝かす土地やないでしょ、この土地は。そしたらいつになったら、この5年間の契約があるからといってこれが5年までずっと延ばせば5年間は企業誘致はできないということになるんですよ。そしたらこの不動産の売買契約もう解除するしかないでしょ、そしたら。新しい工業用地を探すということになるわけですよ。その点はどう考えてるんですか。相手さんのことばかり考えんで、今

現実うちが市民の税金を使ってこれだけのものを買おうかとするのは何のため買うかというのは企業誘致をするために買うわけでしょ。相手が雇用があるうがどうあろうと企業誘致ができないということになったら売買契約解除しなければならないようになるでしょ。その点はどうか考えてるんですか。

○ 企画調整部長

確かに今委員さんおっしゃるとおりでございます。それで三菱側の方は市としましては3月一杯というお約束の中でこれ事務を進めて参っております。しかし先ほど来のような要因がありまして期間の延長ということを申し入れがありましたので認めたんですが、この期間がいつまでかということに対しましての三菱と飯塚市の交渉の中で、できれば年内、年内以内にはこの権利については5年間あるけど、年内以内には解決すると、消滅させるというようなことでの申し入れが今のところなされてる状況でございます。

○ 兼本委員

最初に三菱と交渉した段階でその旨は分かっていたわけですね。最初から。じゃ12月のときに出したときにそんな話全然出ませんでしたよ。地質調査をやるとか、いろんなことをやるかというような、鉱害があるんじゃないとか、そういうことは出てきましたけど、そういうことは全然なかったですよ。初めて今聞く話ですよ。ということはそういうものを伏せて我々に予算審査させて議決させたということですよ。そしたら結局いつまでできんやったときには売買契約を解除するわけですか。向こうさんとの契約が、三菱マテリアルとあるところとの契約、私知ってますけどね、あるところも知ってますけど。あるところとのシャモット採る期間が長くなった場合にはこの売買契約解除するんですか。どうするんですか。このままずっとずると向こうの言われるとおりにずると待つとくわけですか。どうするんですか。

○ 企画調整部長

昨年8月の20日前後だったと思います。そのときに用地交渉、第1回の交渉を行っております。このときには飯塚市はこの権利関係については3月一杯までに解消することということで三菱もその話は応じていただいております。しかしながら本年の2月に入って、採集業者と三菱との最終的なお話の中で先ほど申し上げたようなことが持ち出されてきましたので、飯塚市としてはこういう判断の中で繰り越させていただいたということでございます。その期間はいつまでかということになったら、年内以内には必ず決着するというようなことで年内以内にはこの権利は抹消するというようになっております。

○ 兼本委員

だから年内以内にできないときには売買契約を解除するんですか。売買契約まで解除するという強い意志で三菱と交渉するんですか。それはっきり、大事なことですよ、これ。できないときには契約解除しなきゃいけないんですからね。あなた一人の答弁で大丈夫ですか。

○ 企画調整部長

はい、年内以内には必ず解決するという三菱の確約でございます。これが万が一延びた場合につきましては先ほど委員さんおっしゃるように私の方も毅然たる態度の中でこれは解除という形に持って行きたいというふうに考えております。

○ 兼本委員

あのね、飯塚市としては1日も早く企業誘致をしたいわけですよ。企業誘致をするときに、共産党さんは公共事業に金使うなというけど、企業誘致するときに土地もなかったら企業誘致来てくれということもできないからね。だから買うということで手をつけたわけでしょ。これが例えば1年以内ということで延ぶんやったら、企業誘致はその間できないということですよ。できないんですよ。結局1年以内に三菱が約束したって、三菱と飯塚市は約束できたかもしれんけど三菱とシャモット採ってる業者さんとは、いや5年間の契約があるとやから1年じゃだめですよということになってくると、延ぶかも分からんとですよ。そしたら企業誘致で

きないんですよ。企業誘致ができないような土地を、実質お金は出入りはないからいいやないかという考え方もあろうかも分かりませんが、企業誘致をできないような土地を買おうとするようなときには私は12月のときにそういうふうなものの権利がありますよというようなことは当然我々に知らせるべきですよ。そんな大事なことは隠しとって、そして地質調査をやりますとかね、鉱害は造成もプロポーザル的な形で造成しますから鉱害の一番危ないところは外しますよというようなことが内々で話がありよりましたけどね。だけど一番大事なことは隠して12月に予算審査させようでしょ、私たちに。で、今になって3月までの確約ができておりました。できないときには年内一杯、年内一杯できないときには毅然たる態度と。何が毅然たる態度ですか。もう全然契約として成り立ってないですよ、これは。だから3月までということで三菱が言われたら3月までできんときには損害賠償くらい請求して売買契約打ち切るべきですよ、これは。そうなるよ。と私は思いますがね。そんなことでから企業誘致、飯塚市の今からの発展をとかいうようなことの掛け声だけで終わるんじゃないですか、そんな。一つの例ですよ、これが。どう思います。

○ 企画調整部長

確かにこの土地は飯塚市の将来の浮揚発展のために、また自動車関連企業の誘致のためにぜひとも必要な土地でございます。そういうことからしまして、この土地はぜひ購入しなければいけないというのが飯塚市の現状でございます。先ほど委員おっしゃいますように、この権利関係については12月一杯ということで三菱側の方は採集業者との話合いの中でそういうふうなことで言われております。しかしながらこの頃三菱と話した中で、この土地についてはあくまでもまだ契約を交わしてない以上は三菱の土地でございますけど、飯塚市がそのようにこの土地を工業団地として活用していく上では三菱も協力しますと、土地に対する調査とか測量とか、そういう部分は飯塚市からの申し入れがあればいつでもそれには応じさせていただきますというようなことはおっしゃっております。しかしながら、飯塚市としては権利関係を抹消しない以上は土地の売買契約はしない。登記の移転はしないというのが、これ本当のこと、これが本来の形でございますのでね、そこまでちょっと待っていただきたいというようなことの内容でございます。

○ 兼本委員

売買契約はしてないんですか。売りましょう、買いましょうというのは、口頭でもやってるんですよ。書面でやってないだけで、口頭で売りましょう、買いましょう、できてるんですよ。売買契約済んでるやないですか。何が済んでないですか。必ずしも書面でやらなくても口頭で売りましょう買いましょうで金額までやって、そしてしとるなら売買契約済んでるわけでしょうが。何が三菱の土地ですか。もういつでも代金さえやれば引渡しはこっちは要求できるわけでしょうが。これはあれですよ。今頃そんな話を持ってきてね、その答弁の中に向こうの雇用の関係があるからとか何とか、そんな屁にもならんような理屈つけて我々を納得させろって、納得できませんよ、我々は。副市長、これはやっぱね、12月の提案の仕方おかしいですよ、これ。1回やっぱりちゃんとした、然るべきあれをやらんと、これは審議は進まんよ、これは。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 11:04

再開 11:15

委員会を再開します。

○ 副市長

いろいろご迷惑をかけております。鯉田工業団地敷の購入につきましては、昨年の12月議会で予算審議をお願いしたところでございます。これにつきましては、議員の皆様ご案内のと

おり本市に工業団地が非常に不足しておりますので、工業団地を造成いたしまして本市の浮揚発展のために役立てていこうということで、お願いしたところでございます。その時に鉱業権、あるいはそういう、西田鉱業さんとの採掘権の契約があるということについて、議会の皆さん方に十分な説明ができてなかったということにつきましては、この場を借りまして深くお詫び申し上げます。ただ、この問題については、三菱さん、あるいは西田鉱業さんと事前の協議をさせていただいて、本年12月までには必ず約束を履行していただくということで、了解をとれておるところでございますし、また、その前に、実際に工業団地を造成するということになれば基本設計から実施設計等の作業が入ってきます。そういうものについては現地に入られて調査を実施するというについても、三菱さん、あるいは西田鉱業さんもお了解を頂いておりますので、作業が若干遅れるところが出て参りますけれども、出来るだけ当初計画のとおり工業団地造成に向かって努力して参りたいというふうに思っております。議員の皆さん方に大層ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願ひしたいと思っております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 川上委員

ただ今の副市長の答弁で、企画調整部長の答弁にあったA社というのが西田鉱業ということがわかりました。それではですね、B社というのは、どこのことですか。

○ 企画調整部長

A社というのが西田鉱業、B社というのが三菱マテリアルのことでございます。

○ 川上委員

そこで、少し整理をする必要があるなと思うのは、企画調整部長は「権利関係があるので」というふうに繰り返し言われておりますが、それは本当かと思うわけです。つまり、三菱マテリアルの土地の中に頁岩があつて、それを三菱自身が掘って、自分が仕事に使つてると。そして西田鉱業は、採集権、採掘権というようなものではなくて、請け負つてしているということであれば、採集権も採掘権も基本的には三菱マテリアルが持つていて、ということになるわけです。で、先ほどから説明を聞いていると、私どうしてもね、こちらのほうに聞こえるわけです。あなた方が、権利関係があつて売買契約が進まない、と。契約書を交わすまでに至らないというふうに言っているのは、なかなかわかりにくい。その辺、どう思われますか。

○ 企画調整部長

三菱マテリアルの土地のシャモットを、西田鉱業が取つてるという権利でございます。

○ 川上委員

答弁が不能だというふうに受け止めようと思うんですが、ですから、あなた方は、重要なことは、権利関係によって売買契約書を交わせない、と、取得に至らないというふうに言うんですけど、あなた自身が権利関係の実態を把握してないでしょ。

○ 企画調整部長

権利関係を把握してないというよりも、西田鉱業がシャモットを採つてるという権利関係ということでございます。

○ 川上委員

だから、それは権利関係ではなくて、仕事を請けてやつてるといっただけじゃないですか。こういうのを権利関係と言いますか。採集と運搬の仕事を三菱から請けてるといっただけでしょ。権利関係と言うけど、あなたは具体的には採集権と採掘権って言ったんですよ。これは三菱が厳然として今も持つてるんじゃないですか。

○ 企画調整部長

先ほど私が答弁しました採掘権とか、採集権という言葉で答弁したかと思ひます。この採集権、採掘権ということじゃなくて、三菱と西田鉱業がお互いに交わしている、シャモットを取

るという契約関係と申しますか、そういう内容でございます。

○ 川上委員

そうであればね、売買契約書を交わして取得するのに、何も支障はないわけですよ。何もないでしょう、市としては。どうですか。

○ 企画調整部長

いわゆる A 社、B 社とのそういう契約関係がありますものですから、先ほどから私が再三ご答弁申し上げてますように、そういうことからして 1 2 月一杯まで延べさせてくれませんかという申し入れがありましたものですから、それを判断した中で、このような形でご提案させていただいておりますので、どうぞご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○ 川上委員

先ほどから、やり取りの中で何が浮かび上がってきてるかと言うと、三菱マテリアルに対する飯塚市の特別扱いです、一言で言えば。どうしてこういう特別扱いを、一貫してますよ、三菱マテリアルに対する特別扱いは。どうしてこういう特別扱いをあなた方はしないといけないのか、そこを市長、聞かせてください。

○ 企画調整部長

特別扱いというようなことではなくて、先ほどから私が、それから副市長も答弁いたしておりますように、これについてはこのような形での判断をさせていただいたということでございますので、どうぞご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○ 川上委員

飯塚市議会のこの問題についての認識というのは、合併以降について言うと、昨年 6 月の代表質問で民主党の道祖議員が、自分が三菱マテリアルの所長に会って、実質無償譲渡ということで合意を得てきたと。それで、ここに工業団地を造らないかと執行部に提案したでしょう。そして、そのことが、合併後の最初ですよ。そして 9 月に私が質問しましたね。このやり方は全員ご存知のとおりです。そして 1 2 月に補正が入ってくるわけですがけれども、一貫してるのは三菱に対する特別扱いですよ。どうしてこういう特別扱いが進むのか。非常に不透明なものがある。で、私は思い出すわけですが、目尾のクリーンセンター用地敷買収の時に、事件がありましたね。どういう事件でしたか。答弁を求めます。

○ 企画調整部長

申し訳ありません。私、その点につきましては知り得ておりません。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 11:25

再開 11:25

委員会を再開します。

○ 川上委員

公共用地を取得する場合に、いろんな積み重ねをしてやっていくんだけど、過去、重大な失敗をしたことについては、20 年たったくらいで「承知しておりません」じゃいかんわけですね。で、クリーンセンターのことについては、よく、市長も調べさせてもらいたいと思うんですが、対象用地の一部に鉱業権を持っているというグループがあって、そしてそこに飯塚市が、石炭鉱業ですね、その放棄を求めるといって賠償金を払うということがあったわけです。で、これは不当支出であるということで裁判でも決着がついてるわけですね。市長は、このことはご存知ですか。

○ 市長

存じておりません。

○ 川上委員

それで、こういうような、旧飯塚市ですね、苦い教訓があるわけです。ですから、権利関係というふう到大仰に言われるけど、実際は採集と運搬を依頼してるだけの関係でしょ。それを、権利関係と大仰に言って、そして、それがあつために契約書が交わせない、取得ができないというふうに言うんだけど、繰り返すけれども、本質的には三菱マテリアルに対する特別扱いです。これは指摘しておきたいと思うんですね。

それで、中身の問題です。1、500万円で土地を買おうとしてるわけでしょ。そして整備をしていくわけだけれども、あなた方はこの間、その整備費用について、議会に全く明らかにしてこなかったですね。ですから、日本共産党は過去の実績に基づいて、飯塚リサーチパークの実績に基づいて単価計算もして、41ヘクタールなら35億円くらいになるのじゃないか、とまで聞いていったけれども、答弁しなかったですね。で、あれから随分時期がたちましたけれども、改めて今日、その総事業費、幾ら見込んでおるのか、お尋ねします。

○ 企画調整部長

この鯉田工業団地敷の広さが、約42ヘクタールございます。今回、開発しようとする土地の面積については約20ヘクタールということで考えております。この造成費用ということになりましたら、造成費用から周辺整備、道路整備とか、それから鯉田地区の浸水対策事業等々の事業が、今後起きてくるわけでございます。従いまして、この費用につきましては、今のところ、まだ計算をしていないと言いますか、これが今の現状でございまして、早く概算的な試算をした中で、早い時期での議会の中にご提案させていただきたいというふうを考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○ 川上委員

鯉田工業団地開発については、あなた方はここ2、3年が自動車関連企業誘致のピークだ、と。もう早急に、というふうに言っていたんだけど、実は重要なアクセスになる県道ね、橋がまだかかってないわけだけれども、これが平成20年代末までにかかるということ、少なくとも企画調整部長はご存知じゃなかった。2、3年どころじゃないです。そういう現実問題がある上で、こういうあいまいさを残している。で、肝心要の総事業費も言わない、議会に対して。先ほど、あなた方の言うところの権利関係について何の説明も行われなかったと指摘を受けて、副市長、上瀧さんが今、陳謝したでしょう。こういう段階においても、まだ総事業費の見通しについて議会に明らかにしない。繰越明許だけは認めてくれと。市長、市長の決断でね、今日、総事業費の見通し額を明らかにできませんか。

○ 副市長

先ほども度々部長が説明しておりますように、まだ実際のところ、概算の概算でも出来かねておるところがございまして。それはなぜかと言いますと、周辺整備にどれくらいのものをするのか。例えば排水対策でどの程度の規模でするのか、あるいは下水道を引くのか、あるいは工水にするのか。あるいは、団地そのものの造成でも、土量の関係がどうなっているのか。どういうふうな整備、絵を描いていくのか。そういうものが、基本設計なり実施設計がまだ全く出来ておりませんので、どの程度の金額になるかというのは未定でございまして。これは、何も私のほうが、伏せておるといふことではございませぬので、ご理解をお願いします。

○ 川上委員

伏せていないのであれば、ますます問題だと思うんですね。あなた方はこれから5カ年かけて、市民にいろんな痛みを押し付けて、ゴミ袋の値上げとか押し付けて130億円捻出して、その一方で、こういう幾らかかるかわからないような、今の段階でも市民に明らかにできないようなことを話し合ってるわけですよ。こういうのを不透明と言うんですよ。そして、金額的なこともある、同時に、先ほど言った権利関係だとか言われる。あなた方が言うところの権利関係ですよ。ここにも、極めて重大な不透明さがある。

で、繰越明許というのは、どういう場合に許されるのか。答弁を求めます。

○ 財政課長

繰越明許の制度を説明させていただきます。普通公共団体の予算につきましては単年度主義になっておりますので、その単年度主義の特例ということで繰越明許を設定するものでございます。これは予算の一部でございますので、これが認められれば年度を越えた執行が許されるものでございます。

○ 川上委員

それに加えて言うとね、特別に翌年度1年間に限り、繰り越して使用できるという要素があるでしょ。どうですか。

○ 財政課長

質問者の申されるとおりでございます。

○ 川上委員

そうしますとね、先ほどから言ってる不透明性、金額も市民に明らかにしない、それから、次々に生じてくる不都合、三菱の特別扱い、それから不透明さ。こういう状況の中で、先ほどは縄田部長が、何を根拠に言ったかわかりませんが、年内に売買契約を交わさなければ、取得できなければ、「年内にできなければ」という表現でしたね、年内にできなければ契約を解除するというふうに言われましたね。どういうつもりで言ってるのかわかりませんが、繰越明許そのものに、これは該当しない。今年度一年の間に本当に取得ができるかどうかわからない。こういうものを繰越明許する必要がないと思うわけですよ。不要で落として、どうしてもあなた方が1,500万円、まだ必要というのであれば、また補正に乗せればいいじゃないですか。共産党はまた反対しますけど。それは、その時の諸条件に応じた十分な審議、市民に対する周知とか、市民の意見を聞くだとかいうことが出来るわけですよ、そうすると。こういうものを繰越明許にするのは、極めて不適切であって、市長、予算書から削除する考えはありませんか。お尋ねします。

○ 副市長

先ほども答弁させていただきましたように、本年12月一杯までには売買契約が出来る予定でございますので、今年度中の予算執行は可能だというふうに考えております。その点でご理解をお願いしたいと思っております。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 11:37

再開 11:38

委員会を再開します。

○ 川上委員

じゃあ、これについては納得いかない、あくまでもこれは削除すべきだということを要求して、これについては質問を終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 兼本委員

合併の補助金で、いろんな、市の地図とか道路台帳システム開発委託料、そのほかいろいろなものが予算に上がっております。全部大体事業展開はできないということで繰越明許に持ってきておるわけですが、ただ、道路台帳システム開発委託料というのは、既存の道路、道路位置指定してあるとか、道路として認定してある、そういうものだけをシステム開発するのか、あるいは、現在道路の中で市が道路位置してない、結局、消防車のあれが出来ないとか、行き止まりで方向転換できないところの分については道路として見てないとか、いろんな制約があって、してないやつがたくさんありますよね。しかし、現実には何十年とその道路を使っ

ていて、舗装とか何とかいうものについては個人の力では限界だという道路は、たくさん旧1市4町の中にもあろうと思うんですね。そういうものについては、今回改めてシステム開発の時に同時に、これも現状の飯塚市としては道路位置としては受け取れないというものについては、どのように扱うのか。ちょっとその点だけお聞かせください。

○ 土木管理課長

今のご質問の中で、いわゆる私道路というようなことのご質問だというふうに理解して答弁いたします。昔、飯塚市の財政力の豊かな時には、個人の道路ということで幾分やってきた経緯がございます。しかしながら現在、そういった道路につきましては、予算の関係とかいろいろな問題もありますけれども、基本的にはもうやらないというようなことで、今、考えております。で、地元からもいろいろ、そういった要望等が数多く、苦情等で参っておりますけれども、いろいろご相談させていただきながら、ご理解を得た中で、「やらない」というようなことでご返事をしているところでございます。今回のデータの整理も同じく、今の道路認定をした路線のみということで、千六十数キロの道路、現在認定している道路のみをシステム化するということで、計画を立てている状況でございます。

○ 兼本委員

行政の言われることは納得できるんですけどね、しかし、現実には高齢化が進みまして、お年寄りの方は一人で歩くのが大変だということで、乳母車みたいなやつを押して歩いてるんですね。で、そういう道路は非常に、舗装も何もやってないからでこぼこがあって、段差があったり、非常に転倒などして大変だ、と。いきいきサロンか何かに行くときでも、そういうところを通らないといけないから、行きたいけど行けないというようなものもあろうかと思うんですね。で、財政が豊かな時にはやったけど、財政が豊かでないから出来ない、ということではなくて、今から先やはり、高齢化対策というのは寝たきりにならないように自立を促進するというようなもので、寝たきりになれば保険料もまた高くなるわけですからね。そういうものに保険料として使う金額と、そういうふうな道路を今の、慣習としてですよ、もう何十年も、そういう道路があるはずなんですよ。そういう道路を整備してやったら、簡易舗装でもいいんですよ、そういうものをしてやったほうが良いのか。これは、市長は経済人ですからね。そういうのはどっちに使った方が効果があるかということ、よく指示していただいて、そういう点もやってもらうことが、これは市民サービスの一環だと思います。協働で協働で言いながら、市民に対しては全然、財政が出来ないからやらないということではなくて、やはり、何十年として道路として扱ってるところがでこぼこで、お年寄りが、何というんですか、乳母車みたいなもの引っ張って歩くのが、でこぼこで歩けないというような道路が、たくさんあるんですよ。で、できれば、きちんとした舗装はしなくても、簡易舗装とか何とかくらいのことだったら出来ないこともないんじゃないかと。できれば業者に頼んで、高ければ直接やってもらっても結構ですしね。掃除も、小さい掃除は職員で自らやろうというような形の中で行財政改革を進めるのであれば、そういうところにも目を向けて、やはり高齢者を大事にするということもですね、一つの施策ではないかと。まあ、これは土木管理の課長にだけ言っても、上のほうがそういうことで「やってもいいよ」ということを言わないと、あなたも出来ないわけですからね。上の方、部長さん、それから副市長、市長、よく一つ検討して、どちらがいいのか。転んだりして寝たきりになって病院の医療費を使って、国民健康保険とか介護保険とか使ってやるのがいいのか、そういうふうな形で整備をしてやってですね、そして自立をできるような高齢者を育てるのがいいのか、よく検討していただいて、できればそういうところにも、一つ、柔らかい手を差し伸べてあげるということを検討していただくことを、要望しておきます。

○ 川上委員

予算書の9ページに債務負担行為補正の変更分が上から3つ目、目尾地域開発事業用地敷土地開発公社委託分があります。これの面積を全体とその内の多目的施設分を区別して答弁を

お願いします。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 11:47

再開 11:47

委員会を再開いたします。

○ 総合政策課長

今、手元に個々の面積しか持ち合わせておりませんが、トータル面積が27、8万平方 km になる予定でございますが、すぐに集計してご報告できるものと思っております。それと今、買戻し計画の物件でございますが、工業団地用地4万2、750平方メートル、市営野球場用地5万6、583平方メートル、それ以外の部分につきましては、残地部分でございます。以上でございます。

○ 川上委員

野球場はそのまま作る計画ですか。お尋ねします。

○ 総合政策課長

目尾振興計画の見直しを平成17年度に行い、また、その見直し後の計画も地元の皆さんと今後の進捗状況等々、今現在、飯塚市の財政状況、非常に厳しゅうございます。そういうお話も含めましてご相談を申し上げてきたところでございます。見直し計画では、今年度から野球場というお話になっておりましたけれど、この財政状況を考えまして先に多目的施設の整備からさせていただきたいと、野球場につきましては、安定が見えた時点で再度計画をしていきたいという話で、今現在、地元と話をし、大体その方向で取り組んでおるところでございます。

○ 川上委員

野球場用地5万平方メートル、これは、何時購入する予定ですか。

○ 総合政策課長

この債務負担行為の見直し変更計画の中では、平成22年度を計画しております。

○ 川上委員

買戻し2億7千万円かけてさらに4年後ということですね。それで、そうするとその頃から建設に入るのですかね。お尋ねします。

○ 総合政策課長

22年度で買戻しの計画はしておりますが、飯塚市の財政基盤が安定したという部分も、今後行革も含めて努力してそういうふうな財政状況が1つの要因になろうかと思っております。

○ 川上委員

市内には県営も含めてかなりしっかりした野球場がいくつもあるという認識で質問を続けておりますけれども、今のお話だと、今進めている行財政改革5カ年で130億円財政効果を生もうという訳ですけれども、今の市財政の困難さについての認識が非常に甘いのではないかと思う訳ですね。工業団地が4万平方メートルということなんですけれども、昨年工場団地の設計委託を出していますね。確認します。

○ 産学振興課長

ただいま議員ご指摘のとおり、昨年発注をいたしております。

○ 川上委員

そこで、設計も済みましたか。

○ 産学振興課長

設計は終了いたしております。

○ 川上委員

それで、土地の買戻しとの関係で、工場団地造成のスケジュールを教えてくださいませんか。

○ 経済部長

目尾地区の工業団地につきましては、まだ基本設計のみで実施設計は行っておりません。今のところ企業誘致を行いながらですね、企業さんと折衝しながらオーダーメイドで団地造成をやっていききたいということで考えておりますので、現時点では実施設計までは至っておりません。

○ 川上委員

これは、4万平方メートルの土地の買戻しのスケジュールはどうなっていますか。

○ 総合政策課長

工業団地用地4万2,750平方メートルにつきましては、買戻し計画では平成21年度としております。

○ 川上委員

実施設計も出来ていないのに、21年度に土地を買い戻すのですよね。実施設計はいつごろの見通しになりますか。

○ 経済部長

先ほど答弁させていただきましたように、現在企業誘致を行っておりますので、企業誘致が出来れば、すぐ実施設計に入りたいと考えております。

○ 川上委員

その造成費用はいくらぐらいを見通していますか。

○ 産学振興課長

申し訳ございません。ただ今、資料がございません。

○ 川上委員

進出協定が結ばれる、その前になるかもしれませんが、頃にオーダーメイドで相手の注文どおりに作るという訳でしょう。色んな注文があるでしょうけど、大体4万平方メートルしかないんだから、それ全部造成したらいくらぐらいかかるかというのはあるでしょう。ある企業が来る時にはこれぐらいで、ある企業が来るときにはその10倍とかないでしょう。そういう大まかな見通しでいいんですよ。

○ 経済部長

今4万平方メートルの内の半分の2万平方メートルを基本設計いたしております。議員がご存知のように用地が変則になっておりますので、先ほどオーダーメイドと言いましたのは、できるだけ企業さんが成型で希望されますので、成型の部分だけ基本設計をしております。それで、実施設計は行っておりませんので、先ほどからご質問されております造成費というのは現時点では出しておりません。

○ 川上委員

私はですね、今のように野球場についても見通しが無い、工場団地についても見通しが不透明という状況のなかでね、このまま債務負担行為を補正続けていくのはね、不適當であるというように思うんです。これは、もうこの際、再見直しを行う考えはありませんか。お尋ねします。

○ 企画調整部長

この目尾振興計画の中での健康の森公園整備事業につきましては、地元とのご約束事がございまして、遡ればクリーンセンターの建設ということからのこういうふうな内容になっております。これにつきましては、財政状況も極めて厳しい中で、年度が何時になるかわかりませんが、これについては実行させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○ 川上委員

この際ですね、これについても削除をね、したらどうかと思うんです。これを指摘して、

質問を終わります。

○ 委員長

ここで暫時休憩いたします。

休憩 11:58

再開 13:00

○ 委員長

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

○ 川上委員

予算書の21ページ、9款消防費、1項消防費、非常備消防費の中に消耗品費として、2,944万4千円が計上されております。これは先ほどの説明によりますと、消防団員活動服等購入費ということになっております。これは、活動服、安全靴、アポロキャップを見ますと、1,280人分と思うわけですが、この1,280人分というのはどういう数字かお尋ねします。

○ 総務課長

消防団は合併によりまして、現在5方面隊28分団で組織しております。現在、定数は1,286名となっております。新しい飯塚市の消防団として再編されたところでございます。この定数の1,286名を根拠といたしまして、1,280人分の予算を計上しております。

○ 川上委員

私は、火災をはじめとして、災害発生時に第一線に立って活動されている消防団員の皆さんが十分な行政の支援を受けて活動できるようにする必要があると思うわけですが、それでこの定数が1,286人ということなんですが、活動服、安全靴、アポロキャップ1,280ということになりますと、ほぼ全員分のものを用意するということになりますね。どうして、この時期に全員分を用意をするのですか。

○ 総務課長

現在の消防団員の現員は、飯塚方面隊の団員といたしましては、1,200名、それから、穂波方面隊としましては、新入団員の20名分、それから筑穂方面隊の方では新入団員の20名分、颯田方面隊新入の方では、新入団員10名分、それからその他に特別職職員分として30名分を計上しているところですが、合併によりまして、この機会にそれまでバラバラでございました服装、装備等を統一するというような目的で今回計上しているところでございます。

川上委員

穂波と筑穂、颯田この50については、新入団員ということで当然必要なんですね。この飯塚の1,200はどういうことになるんですか。これは、今の説明だと既に服をみんな持つてくるんだけど、装備を持つてくるんだけど、新たなものを作るということですか。

○ 総務課長

今までの服装を、今回換えまして、活動服を統一したものにすることで計上しております。

○ 川上委員

それで、そこを聞いてるんですよ。今まで、その服を着て装備をして活動されていたわけで、何らかの不都合があってね、新たにするのか、不都合はないけれどもするのか、これはどういう、更新する理由ですよ。

○ 総務課長

今まで各方面隊で紺色の活動服、それぞれバラバラの活動服があったわけですが、これを今合併を期に同じものに統一するという意図で今回1,280名分の予算を計上しております。

○ 川上委員

これは、飯塚なら飯塚、穂波なら穂波、それぞれの旧自治体のときの服があるわけですね。それで消防団員として活動する上で特別の不都合がありますか。

○ 総務課長

活動そのものに服装が特に不都合があったということではないというふうに考えております。

○ 川上委員

ようするに、合併市町村国庫補助金が前倒しで4億5千万円きたということで、これを財源として購入しようということなんですね。当初、この服の買い替えについて必要性を市としては感じてなかったんでしょう。けれどもお金が来たので、この際買い替えようということのように思われますけど、そのとおりですか。

○ 総務課長

この予算につきましては、19年度の当初予算に計上する予定であったものでございます。

○ 川上委員

そういうつもりだったけれども、このお金が来たので専決でやったということなんですね。

○ 総務課長

質問者のおっしゃるとおりでございます。

○ 川上委員

そうすると、消防団員の皆さんからは筑穂の服を着てると、あるいは穂波の服を着てると仕事がしにくいとかそういうことは安全性に問題があるとか、そういうことでもないんですね。

○ 総務課長

やはり消防団員の活動の中で、統一的な服装、統一的な装備というのは、一体感を高める上でも、やはり必要なことではないかというふうに考えております。

○ 川上委員

基本的には、一体感を高めるために3千万円使うということなんですね。それで、これは一人当たりいくらになりますか。

○ 総務課長

個別に内訳を申し上げますと、活動服としまして1人当たり1万1,550円、安全靴を1人当たり1足が7,350円、アポロキャップ3,150円、それから公帽、ヘルメットですね、これが5,145円というふうになっております。

○ 川上委員

そしたら、2万6千円くらいですね。それで、既に持っている古いものがあるでしょう。それはどうするんですか。

○ 総務課長

通常の作業服とか、消防団の練習時の作業服として使う予定でございます。

○ 川上委員

私は、合併したわけだから一体感とかが醸成されて、もともとの任務に十分役割が果たせるようにするのは、大事だと思うんですけど、これ以外にも団員のいろいろ経済的な待遇の面とか、改善するべきところが他にも沢山あると思うんですよ。それに使える使えないということがあるのかもしれませんが、もっと実際の、目に見えて、がんばってある団員の方たちに喜ばれるようなことをやる必要があるなというふうに思いましたので、あえて質問いたしました。質問終わります。

○ 兼本委員

予算書の18ページですね、高齢者福祉費の中の福岡県後期高齢者広域連合設立準備会負担金というのがあるんですけど、この福岡県後期高齢者広域連合というのはどういうものか、そしてどういうことをやろうとしてるのかを説明してください。

○ 健康増進課長

平成20年4月1日から、現在の老人保健法が改正になりまして、後期高齢者医療制度といったものが創設されて開始いたします。昨年の法改正によりまして、18年度中に都道府県単位においてこの後期高齢者医療広域連合というものを保険者として創設するという法改正がなされております。具体的には、75歳以上の、現在老人保険で医療を受けてあります皆様方の独立した保険制度という形でございます。法で18年度中に創設をしなくちゃいけないということで、具体的には3月30日、県の認可を受けまして創設されております。制度といたしましては、老人保険がこの後期高齢者の制度になるわけで、75歳以上が対象となった医療保険制度ということでございます。

○ 兼本委員

現在の医療制度とどのように変わるわけですかね。

○ 健康増進課長

現在は老人保険におきましては、もちろん75歳以上の対象者は変わらないわけですが、保険者として、県が一本の一体となった保険者となります。現在は、各市町村がそれぞれの保険者でやっておりますけれども、保険財政の安定化といったようなもの、それから保険料の平準化といったものを図るために全国各都道府県単位に保険者を創設するという制度に変わるわけでございます。

○ 兼本委員

そうしますと後期高齢者の多いところと少ないところの格差があるところは、市町村単位でやれば財源的には違ったものがあつたと思うんですけどね、こうなりますと保険者が県になるわけですから、財政的には飯塚市の例をとった場合には、どんなふうになるわけですか。

○ 健康増進課長

具体的に、現在の国保の方から老人医療の方に拠出金として拠出してしております。もちろん国保税の中に老人の方も含めて一応税としていただいております。この金額的なものが、歳入歳出どういう形になるかは、現時点では試算が出来ておりませんが、基本的に制度の中では75歳以上の老人の方から保険料を必要額の1割を保険料としていただくというふうになっておりますし、全体の4割を若人、いわゆる74歳までの国保の方から支援金として出すと、あとの5割は公費ということになってまいりますので、具体的に現段階でどういう金額的な影響といったものが出るかというには試算はまだできておりません。

○ 兼本委員

介護保険でも連合会作ってるやつも高齢者の多い所は、保険料が高いとか少ないところは保険料が安いとかいう定めがありますよね。そういうふうなことは、特に飯塚市の場合は後期高齢者がかなり率が高いから県単位になったとき、こっちから拠出金として当然出すような形になると思うんですけどね。そうなったときに、後期高齢者の多いところは拠出金が高く出さないかとか、少ないところは少なくていいじゃなくて、ベタでいくものか、そのところはまだ分からんわけですかね。

○ 健康増進課長

基本的に県一律の保険料につきましては、県全体一つになるわけでございます。あと拠出の関係になってきますと、今申されますように支援金と、若人世代の支援金という形になるんですけど、この部分につきましては、今申されましたようにその地域の医療費の按分、または対象者の按分といったものの、現在高額療養等に拠出しておる算定の方法等になってこようかと思っております。

○ 兼本委員

実質動いてみないと分からないと思いますが、いずれにしましても一本化して保険を県単位でやるということで、国は何かいいようにやりますけど、最終的には個人負担、市民の負担と

いうのが増えるようなかたちでだいたい介護保険についても同じことですが、だから内容をよく順次説明していただきながら、所管の担当課によく説明していただきながら負担増にならないようなものに持っていったら、後期高齢者の多い地域については拠出金が高くなりますよと、少ないところはすくないと、まあ足してベタで払うということになれば、当然多いところは少なくなってくると思いますけど、そのところはよく見えませんから、今ここで云々することは出来ませんが、これは所管の委員会に進行の具合、それから内容が分かったら順次報告をしながら市民に分かるような形でやってもらわんと、決まりましたよということではもう遅いからですね、そのところ一つ要望しときますので、よろしく願いしときます。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 川上委員

今回一般会計補正予算案には、タイミングが悪いとは言え、合併市町村補助金を主な財源とした保育所、児童センター、幼稚園など空調設備設置事業など、子育て教育の充実にかかる予算をはじめ、暮らし、福祉、教育の充実に関する予算があるものの、財政困難と言いながら鯉田地区の工業団地用地のつぎはぎだらけの買収作業、工業団地中心の目尾地域開発事業など、巨額の税金投入につながるものがあり、財政の健全化を目指す立場から繰越明許費や債務負担行為補正から削除すべきものがあり、今回専決処分に私は賛成できません。詳しくは本会議で述べることにいたしますが、以上で反対討論といたします。

○ 委員長

他に討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第11号 専決処分の承認について(平成18年度飯塚市一般会計補正予算(第7号))」を承認することに賛成に委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第16号 専決処分の承認について(福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員手当組規約の変更)」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 人事課長

議案第16号「専決処分の承認について」をご説明いたします。

議案書の60ページをお願いいたします。本議案は、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増減し、及び福岡県市町村職員退職手当組規約の変更する協議について専決処分の承認を求めるものでございます。

議案書の63ページをお願いいたします。新旧対照表でご説明いたします。まず規約の改正でございますが、第6条と第10条におきまして地方自治法の改正に伴います収入役の廃止、また会計管理者の設置に関する条文の整理を行うものでございます。

64ページをお願いいたします。右端でございますが、組合構成員の変更でございます、平成19年3月31日で宗像自治振興組合、宗像地区消防組合及び宗像清掃施設組合を脱退させ、4月1日から宗像地区事務組合を加入させるとともに、柳川市瀬高町土木組合を、合併の関係でございますが、柳川みやま土木組合に名称変更するものでございます。以上簡単でございますが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第16号 専決処分の承認について(福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員手当組合規約の変更)」は承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第17号 専決処分の承認について(福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減)」および、「議案第18号 専決処分の承認について(福岡県市町村災害共済基金組合規約の変更)」、以上2件を一括議題といたします。

執行部に補足説明を求めます。

○ 財政課長

議案番号17号および18号の補足説明をさせていただきます。

議案書の66ページをお願いいたします。2件の専決処分の承認についてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせて頂きましたので、議会の承認を求めるものでございます。

まず、議案番号17号の専決第12号の福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減についてでございますが、県内全市町村が加入しております一部事務組合の福岡県市町村災害共済基金組合につきまして、山門郡瀬高町、山川町および三池郡高田町の合併によりまして、構成団体が68団体から66団体へと減少いたしましたので、組合より組織する団体の数の変更についての協議があったものでございます。

続きまして、議案番号18号でございますが、68ページをお願いいたします。議案番号18号の専決第13号の福岡県市町村災害共済基金組合規約の変更についてでございますが、地方自治法の一部改正によりまして、収入役を廃止し、会計管理者を置くこととされたことなどに伴い、関係する条文の整理を行うものでございます。71ページに新旧対照表を付けております。説明は省略させていただきます。以上簡単ではございますが、説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第17号 専決処分の承認について(福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減)」および、「議案第18号 専決処分の承認について(福岡県市町村災害共済基金組合規約の変更)」、以上2件については、いずれも承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第19号 専決処分の承認について(福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減)」および「議案第20号 専決処分の承認について(福岡県自治振興組合規約の変更)」、以上2件を一括議題といたします。

執行部に補足説明を求めます。

○ 人事課長

議案第19号および20号についてご説明いたします。

議案書の72ページをお願いいたします。議案第19号の専決処分の承認につきましては、福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減の協議でございまして、議案第17号と同様に、合併により山門郡瀬高町、同郡山川町および高田町が廃され、みやま市が設置されたことに伴うものでございます。

議案書の74ページをお願いいたします。議案第20号の専決処分の承認につきましても、福岡県自治振興組合に関する協議でございまして、議案第18号と同様に地方自治法の一部が改正され、副市町村長や会計管理者の設置されることなどに伴いまして、関係する条文の整理を行うものでございます。77ページがその新旧対照表となっております。以上簡単でございますが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第19号 専決処分の承認について(福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減)」および「議案第20号 専決処分の承認について(福岡県自治振興組合規約の変更)」、以上2件については、いずれも承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第28号 専決処分の承認について(平成19年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計暫定予算)」を議題といたします。

執行部に補足説明を求めます。

○ 人権同和推進課長

議案第28号 専決処分の承認について(平成19年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計暫定予算)の補足説明をいたします。

予算書の227ページをお願いいたします。暫定予算書です。飯塚市一般会計・特別会計暫定予算書です。227ページをお願いします。第1条において、歳入歳出予算の総額は、歳入を3,933万円、歳出を2,685万5千円と定めるものでございます。

その主な内容についてご説明いたします。230ページをお願いいたします。歳入4款繰入金、1項基金繰入金、1目減債基金繰入金の1,167万2千円については、起債繰上償還を行うため繰り入れるものであります。

231ページをお願いします。6款庶収入、1項貸付金元利収入、1目住宅資金等貸付金元利収入は、通年予算の約3分の1にあたる7月までの貸付金収入見込み2,760万6千円を計上しております。

233ページをお願いいたします。歳出2款公債費、1項公債費、2,448万9千円については、日本郵政公社に21件の起債繰上償還を行うものであります。以上簡単でございますが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

改めてこの住宅新築資金等貸付事業がどういう事業であるのかご説明願います。

○ 人権同和推進課長

住宅資金貸し付けの目的と言われてると思いますけど、これは歴史的・社会的理由により生活環境の安定・向上が阻害されている地域、同和地区に係る住宅の新築もしくは改修または住

宅の敷地に要する土地、もしくはその土地に係る借地を取得しようとするものに対して予算の範囲内で資金を貸し付けるということです。

当該整備の環境をはかりもって公共の福祉に寄与することを目的としております。

○ 川上委員

現在貸付事業はどうなっていますか。

○ 人権同和推進課長

現在貸付事業は行っておりません。

○ 川上委員

既に法上、同和地区というのは存在しません。それでこの事業は当然必要ないわけですがけれども、多額の滞納があって、その回収が急がれるという状況になっているわけですね。

そこで滞納状況を各旧自治体ごとにどうなっているかお尋ねいたします。

○ 人権同和推進課長

まだ決算が終わってませんので、18年度見込みということでよろしくお願ひします。

旧飯塚、約6,770万円。旧穂波、1億320万円。旧筑穂が1億4,700万円、旧庄内が41万円。旧颯田、5,680万円。合計で3億7,500万円ということです。

○ 川上委員

先ほど予算書説明の中で、元利回収の予定が3分の1で2,760万6千円ですから、約、そのまま3倍すれば、8,100万円くらいの改修見込みということになりますけれども、計算上。そうすると滞納額が3億7,500万円ということですので、4分の1程度回収するよという見込みでしょうか。

○ 人権同和推進課長

これは今年度の現年度の収入ですから、3分の1は。失礼しました。これは通年予算の3分の1というのじゃ・・・、現年度予算と過年度分を見込んで2,760万円ということで充てとりますので。

○ 川上委員

いずれにしても巨額の滞納が残っていて、回収も、予算上もなかなか進まないということなんですが、滞納の要因別の件数をお尋ねします。

○ 人権同和推進課長

自営業の営業不振によるものが8件ですね。勤務先の営業不振によるものが17件、住宅取得のために借金をしたということが11件、本人死亡が42件、本人病気・ケガによるものが12件、保証人の債務によるものが8件、退職による収入減が23件、生活保護が14件、本人の返済意志の欠如が82件、破産によるものが4件、行方不明26件、その他11件、合計258件です。

○ 川上委員

そのうち返済の意志欠如の82件についてはどういう対策をとられていますか。

○ 人権同和推進課長

18年度は、1カ月から2カ月の滞納者に対しては督促状、3カ月以上の滞納者に対しては催告書、なお納入のない方には期限の利益喪失の予告通知書、それでも納入されない方は期限の利益喪失の通知を配達証明書付の内容証明書で郵便で送付しております。当然伴いますけど、私どもも夜間徴収その他は積極的にやっておりました。

○ 川上委員

全体で258件ということですが、この中で訴訟に及んで、あるいは差し押さえなどしたところがありますか。

○ 人権同和推進課長

いや、まだ1件もしておりません。

○ 川上委員

やみくもに差し押さえればいい、訴訟すればいいというわけではないんですけども、市の毅然たる姿勢が重要だろうと思うんですが、昨年1年間取り組んできて、新市発足後、取り組みの特徴というか、反省といいますか、どういったことを考えられていますか。

○ 人権同和推進課長

昨年、夜間徴収等もやってまいりましたが、一番ちょっと困ったのが夜間徴収に行って、中におられてテレビを見られている方もおられるんですけど、何回呼んでも出てこられないんですよ。私どもが中まで踏み入ることはできませんので、そういう壁にぶつかって、あと、そういう何回行っても出てこられない方には、18年度は内容証明書付で郵送して、先ほど申しました期限の利益喪失の通知書を配達しております。

○ 川上委員

昨年も申し上げたと思いますけれども、もともと同和団体、とりわけ部落解放同盟と連携をとりながらこの事業は進んできた経過があるわけですね。それでこれだけの滞納を生んでいるわけですけども、部落解放同盟その他の同和団体に協力要請をする必要があるんじゃないかと思うんですけども、この点についてはどうお考えですか。

○ 人権同和推進課長

これが前のことですので、詳しくは私も分かりませんが、私の調べた範囲で答えさせてもらいます。

旧庄内町については、運動団体が関わってしてくれたということです。後の市町については関わっていないということです。調べて。個々には個別にあったかもしれませんが、基本的には関わっていないようです。

○ 川上委員

部落解放同盟とか同和会には市から同和行政の関係で、私は必要ないと思うんですけども多額の補助金を出してますね。相談員といわれる方々もおられるようです。ですから、それで全てがうまくいくということはないと思うけれども、然るべき役割を要求してはどうかと思うんですよ。その辺どうお考えですか。

○ 人権同和推進課長

ちょっと今質問者が申されますけど、最初の段階で関わっていないから、そこを言ってもどうかと思いますけど、私は。

○ 川上委員

関わっていないとか、あなたがそこで一面的に考える必要はないと思うんですよ。個々の事例ごとに考えていけばいいことだと思うんですよ。それで全般としてこういう問題についてかなり強力に、協力を要請して行けると、行く必要があるというふうに私は思うんです。

それで、今年、今年はこの予算を立てているんですけども、これはどういうふうに力を入れて実現していくお考えですか。

○ 人権同和推進課長

先ほども申しましたが、訪問に行って、出てこられないという、こういう状態に差し掛かっておりますので、もうそういう、こういう言い方かどうか分かりませんが、悪質な滞納者に対しては法的な手続き等も考えながら職員一同がんばって行きたいと考えております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 川上委員

私は貸付事業終結の後もこれだけ巨額の滞納が残っていて、しかも回収が遅々として進まな

いと。抜本的な対策もとられようとしていないということで、本特別会計暫定予算案には賛成できません。討論を終わります。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第28号 専決処分の承認について(平成19年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計暫定予算)」を承認することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第41号 専決処分の承認について(飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例)」を議題といたします。

執行部に補足説明を求めます。

○ 人事課長

議案第41号 専決処分の承認についてをご説明いたします。

議案書(その2)でございますが、37ページをお願いいたします。本議案は、飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例について専決処分の承認を求めるものでございまして、行財政改革実施計画に基づきまして、平成18年度の退職者を勘案するなかで本庁および支所組織の一部再編を実施いたしましたことに伴いまして、関係する部局の事務分掌の条文整理を行ったものでございます。

41ページをお願いいたします。新旧対照表でご説明いたします。まず、企画調整部でございしますが、総務部総務課所管の統計業務、これを企画調整課に移管し、また支所の地域振興課の業務を本庁総合政策課に統合しました関係の条文整理でございします。

次に、総務部でございしますが、統計業務の移管、また人事課秘書係に市長直轄の政策担当の秘書でございしますが、政策調整機能を持たせましたこと、支所の総括を総務部長が担任すること等の条文整理でございします。契約でございしますが、調達、契約は、これは名称の変更でございします。

次に経済部でございします。42ページをお願いいたします。商工振興課を観光や企業誘致等の強化のために商工観光課、産学振興課の2課体制といたしましたことから産学振興の条文を追加したものでございします。

次に市民環境部でございしますが、市民との協働のまちづくりを推進するため、新たに市民活動推進課を設置したこと、また建設部土木管理課所管からの交通安全運動業務の移管に伴う整理でございします。

建設部につきましては、交通安全業務が施設整備のみとなりましたことからの条文整理を行ったものでございします。以上簡単でございしますが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

昨年の11月はじめに行財政改革大綱とその実施計画が発表されました。今回の事務分掌条例の一部改正する条例なんですけど、この行財政改革の基本方向とはどういう関わりになっているのかお尋ねします。

○ 行財政改革推進室主幹

昨年策定いたしました行財政改革大綱でございしますが、その大綱の基本理念といたしまして、市民と行政が協働した自立したまちづくりの推進等を掲げております。こういう中で、新たな部署を設置したり、それからそれぞれの合併直後ということで簡素で効率的な組織を再編する

という中で、事務分掌の変更等につきましては効率的な部署という中で変更しております。1番の市民環境部に市民活動推進ということを掲げておりますが、これにつきましては協働のまちづくりというのを基本理念としてうたっておりますので、新たな部署を人数を職員が減員する中で、新たに設けさせていただいております。

○ 川上委員

私は、今回の行財政改革の中で支所機能が大幅に低下して、ことによると出張所、今の二瀬だとか鎮西だとかいうように、あるいは幸袋のように機能が縮小されるのではないかということ、実は昨年4月にお尋ねをいたしました、本会議で。そのときの市民環境部長の答弁は、今のところそれは考えないという答弁だったんですね。それで、今度の改正によって支所の機能は強化されたのかどうかお尋ねします。

○ 行財政改革推進室主幹

平成19年度の組織機構の再編にあたりまして、市民サービスを低下させないということを念頭においた中で、支所につきましては6課体制を4課体制ということで、職員につきましては平成18年度と比較いたしまして6割程度の職員で事務を執行いたしておりますが、本庁、支所の事務分掌、それから事務決裁規程を見直した中で、支所における役割分担としましては、市民生活に密接に関係するような申請、届出の受理、軽易な相談、苦情の受付処理、本庁からの依頼による調査、地域住民への周知広報、その他関係部署の所管に係る軽易な事務等を行うことを原則ということで、職員数は減っておりますが、これまでどおり市民の皆さんが支所で済んでいたような軽易な事務等の手続きにつきましては、これまでどおり支所で処理できるように組織を見直しをさせていただいております。

○ 川上委員

確認しますけど、昨年度支所において行われていた住民サービス関係は、今年度も、あるいはこの条例改正によっても継続するということですか。

○ 行財政改革推進室主幹

6課体制を4課体制にいたしまして、職員数につきましても6割程度ということにいたしておりますが、昨年同様市民の皆さんが支所で済んでいたような手続きのほとんど、9割以上と考えておりますが、これまでどおり支所で処理できるものというふうに考えております。

○ 川上委員

支所で出来なくなる1割近くのことは、どういうことがあるんですか。

○ 行財政改革推進室主幹

先ほど申しましたように、簡単な届出書の受理、それから簡単な相談苦情の受付等はこれまでどおり支所で出来るようにいたしております。なお、1割程度というのがどういうものかということですが、そのものについては殆ど無いかと思っておりますが、仮に支所で取り扱いが困難なものが仮に出て来たといったしましても、これまでどおり市民の方に支所から本庁の方に行くということではなくて、本庁の職員が出向いたり、支所から本庁の方に電話をして本庁の方から職員が出向いていたりという形を出来るだけとって、市民の皆さんにご迷惑をおかけしないということを基本といたしております。

○ 川上委員

そういう適当な答弁は駄目だと思うんですね。あなたは、9割以上は維持できると、そうすると1割近くは維持できないということでしょう。2回目の答弁では、そういうことは無いと思いますが、具体的なこれはやらないと、出来ないというのがあるのではないのですか。

○ 行財政改革推進室主幹

先ほど9割程度と、そのほとんどという形でご答弁差し上げました。これにつきましては、実際4月2日から支所の方で事務が進んでおりますが、今のところ私も4月2日以降3回程度

支所の方にお伺いいたしまして、課長に、市民からの苦情等についてあったかどうか等を確認をさせていただいておりますが、現在のところそういう苦情等もあっておりません。今後どういものが出てくるか支所等と確認を取りながら、仮にそういうものがあれば改善していきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

昨年は現在の支所を出張所機能に低下させるのではないかという質問に、先ほど言いましたように、当面はそういうふうには考えていないという答弁だったんですけども、市長、この場で行革期間中であろうとも、4つの支所は必ず維持するんだと、現在の機能をですね、合併時の機能を、そういうふうに答弁いただけますか。

○ 財務部長

今お尋ねの件でございますけど、基本的には質問者もご存知のように、これだけ行政区域が広くなりましたので、人員がどうだとかこうだとかいう問題は別にしまして、基本的には今の住民の方が最寄の支所に行かれば、ほとんどのことが片付くと、先ほど主幹の方が人数が減って一部事務の見直しをやりまして9割以上と、私は個人的にはほとんどないだろうと思っておりますが、どういう相談事が起こってくるか、どういう事案があがってくるか、そういう場合にひょっとしたら本庁と打ち合わせる部分が出てくるのかなということで、100%と言い切れないのがおそらく実態だろうと思います。基本的には今後事務を見直してやった場合でも、近くの地域の住民の方が、その支所に行けばほとんどのことはそこで片付くという機能は出来るだけ今後も維持していく方向で行革の方も考えております。

○ 川上委員

今の答弁では、不明確な点があって、私は合併時の支所機能を行革期間中であっても維持できるのかと、すると答弁しないかというふうに言ったんですね、その点はどうですか。

○ 財務部長

現行の基本的な機能というものは、当然維持していかなければならない、まあ20年後30年後というのは分かりませんが、現時点では人員が多少、あと行革でご存知のように168名の人員を減らすということになっておりますので、これは本庁支所間を問わずもう一度根本的に全体の事務のあり方なり効率性、いろんな形で人員再配置の問題が出てまいりますので、そういう関係で支所も減るかも分かりませんし、あるいは本庁の方の組織換え、あるいは人員が減ることは間違いございませんので、現状の人員よりもまだ減りますことは疑いない事実でありますので、ただ機能そのものは出来るだけ今の機能を維持するというので、基本には考えております。

○ 川上委員

合併時の支所機能については、出来るだけ行革期間中も維持したいという答弁ですね。ということは、必ず維持するということではないということですね。違いますか。

○ 財務部長

若干の答弁と質問者の意図されるところで、少しでも扱えば現在の機能を維持しないではないかと言われればその通りです、それが1%であれ0.5%であれ扱えば多分そう言われるであろうということから、出来るだけと私が答えているだけであって、100%ということは全てにおいて、本庁の機能だって扱わなくてはならないかもしれませんし、何%扱えばどうじゃなくて基本的には現在の機能を維持していきたいというのが今の考えでございます。だから、0.5でも0.1でも扱えば現状に沿ってないじゃないかと言われれば、確かにそのとおりですとしか言いようがないということで、その辺はひとつご理解願いたいと思っております。

○ 川上委員

水掛けになってもいけないんで、最後にこの問題、この支所問題は最後にしますけど、出張所にする考えはないでしょうね、それだけ最後の質問にしときましょう。

○ 行財政改革推進室主幹

支所、それから旧飯塚にあります出張所でございますが、今後どのようにするのかにつきましては、行革の実施計画、推進項目の中でうたっておりますが、支所出張所のありかたについての検討という中で、簡素で効率的な行政を推進するうえで市民サービスを行うに相等しい支所出張所のありかたを検討することになっております。今後、行財政改革推進委員会の下部組織として、設置いたします公共施設のありかた検討部会、仮称ではございますがここにおきまして、支所のありかた等につきまして検討していただくようになっております。

○ 川上委員

これは質問ではありませんけども、あなた方は4つの支所を機能縮小させながら、状況によっては二瀬や鎮西や幸袋のようにね、出張所にしてしまおうと、そういう考えもね、考慮の中にあると私は聞き取りました。私は、合併時の住民のいろんな声からも今言った出張所の方向というのは離れていくと思うんですよ。ですから、私は合併時の支所の機能は確実に維持するべきだというふうに思います。特に、今度6課体制から4課体制になり職員も6割減と、そしてその総務課などの幹部についても慣れない状況があって、大変ご苦労もされていると思うんですけど、支所機能を強化充実させる方向でがんばる必要があるということを指摘しておきたいと思います。それから、土木建設課に工業団地係が出来ますね。これはどういう意図かお尋ねしたいと思うんですが、ここでいいですか。

○ 行財政改革推進室主幹

今年度、土木建設課の中に工業団地造成係というのを新設いたしております。これにつきましては、昨年の11月6日に大綱を策定した後でございますが、組織について検討をさせていただきました。その中で、工業団地、昨年の12月定例会の中で予算あたりも付いておりましたが、それを受けまして、その鯉田の工業団地の造成に話が決めれば、すぐに取り掛かれるように組織を新たに作ったものでございます。

○ 川上委員

人員は、もう配置してるんじゃないですか。

○ 行財政改革推進室主幹

係長1名、それから職員1名計2名を配置いたしております。

○ 川上委員

話が決めれば仕事出来るようにということなんだけども、話は決まっているという認識ですか、決まっていないという認識ですか。

○ 人事課長

事前準備を含めまして、そういったセクションが必要であるということから配置をいたしております。ただ、技術職員につきましては、全体総数、退職者が多ございまして、この建設部の中におきましては、前年度から見れば1名減という体制の中で、こういう係体制を創意工夫の中で、作ったものでございます。

○ 川上委員

土地も最終的に取得できてない中で、造成係だけは作っておくと。市の決意の表明としてはそういう方向ではいいかもしれないけれど、支所だとか住民サービス部門は6割も人員減員しながら、仕事がまだ出来るかどうか分からないのに、こういう工業団地造成係とかを人員配置してしまうと。どこか逆立ちしてるんじゃないかというふうに思うわけです。このこと指摘して質問を終わります。

○ 兼本委員

市民環境の中に、市民活動推進課というのが新設されたということで報告ありましたけど、これはどういう仕事をやるんですかね。

○ 行財政改革推進室主幹

市民環境部に新たに市民活動推進課を設置いたしております。これにつきましては、先ほど申しました行革の大綱、昨年11月に策定いたしました、その基本理念といたしまして市民と行政が協働した自立したまちづくりの推進というのを掲げております。また推進項目の中で、市民との協働の推進と地域コミュニティの活性化という中で、あらゆる人が平等で、人権が尊重され活力と魅力にあふれた地域社会を築くため、市民、自治会等のコミュニティ団体、ボランティア団体、NPO、企業、大学など多様な主体と対等な関係に立って、協力しあい相互に補完的な関係を築き、協働によるまちづくりを推進するため、市が協働を期待する分野を明らかにし、市民活動全体の育成支援や地域コミュニティの活性化に努め、協働のためのシステムを構築することということを掲げております。このようなことから、市民活動推進課を新設いたしました、市民活動推進課は地域コミュニティをはじめ、協働のまちづくりに向けた総括的な部署として企画調整的な役割を担い、地域コミュニティの中核となります自治会、それからボランティア団体、NPOとの連携を図りながら自主自立した市民公益活動を支援し、また地域福祉ネットワークなど各所管課が地域住民や関係団体等々と一体となって展開しております各種事務事業等の把握、連絡調整等を行うのが主な所管事務でございます。

○ 兼本委員

具体的に何をやるの。

○ 行財政改革推進室主幹

本市にとりまして、全く新しい部署でございますが、今言いましたようにいろんな地域によっては活動、まちづくりの活動が行われております。このための総括的な部署ということで、まず最初は各地域でいろんなまちづくり活動がされておりますので、その地域の実情をまず把握していただきまして、これとは同時に各公民館に旧飯塚市でございますが、1名ずつ配置いたしております。この各地区の公民館と連携を取りながら、地域の実情を把握し、これから益々地域コミュニティが構築できるような部分で、充実発展させるための支援を行っていくと、まだ具体的なこれをします、あれをしますということは、今から所管課の方で具体的なものは作り上げていくとは思いますが、まず最初には各地域のいろんな地域づくりの活動を把握していくということでございます。

○ 兼本委員

要は地域の行事、地域の自治会、それから公民館と連携をとりながら地域の声を吸い上げるという、そういうようなことですね。じゃあ、それは市報か何かでこういうことやりますよとPRした。

○ 行財政改革推進室主幹

具体的に市民活動推進課が設置されまして、具体的にこういうものをするということは、お知らせいたしておりませんが、この組織機構の再編の中で3月15日には各戸配布でチラシをお配りして、こういう部署が新たにできましたということのお知らせ、それから4月1日の市報におきましてそういうお知らせはいたしております。

○ 兼本委員

いや具体的にその自治会長さん、それから例えば今度4月ですからね、各自治会で総会なんかずっとあっていきますよね。ずっと総会なんかあってますよね。これ人間何人おられるか知らんけど各自治会に例えば市民活動推進課か。この職員が1名ずつ出るとかね。それから公民館まつりとかいろいろありますよね、ずっと、そんなものに。これは主事制度があったら当然かたると思いますけどね。そういうことやるとか。やはり声を吸い上げるんであればそういうふうなPRはやっぱりぜひやらないとき。ただ手前味噌でいろいろ長ったらしく読んだけど、そんなん読まれても市民分らんもんね。私たち分らんとやからね。我々が分らんとに市民が分かるはずがない。私は少し鈍いかも分らんけどね。市民に分かりやすいような言葉で、そして分かりやすくこういうことをやりますから何かあるときには声をかけてくださいと。気

軽に声をかけてくださいと。というような形のPRをやらないとき、その今言ったようなことをいろいろ書いてから協働でどうどうどうって書いたってさ、そら市民は分からん、全然。だから自治会、例えば今から地域の活動、地域のお祭りかなんかあるときには、今度はそういう方たちが必ず出てきて地域とコミュニティをとるということですからね。今から住民の運動会とかたくさん今からずっーと今から地域の行事が目白押しでありますよね。1年間の中でね。その中にどれだけ溶け込んで、どれだけ地域の声を吸い上げて、そして地域の皆さんの声を行政に伝えるかという大きな役割を担う大きな大変な部署ですからね。だからそのためにはやっぱりPRをやってさ、こういうものをできましたよ、こういうことやりますよとかいうのをPRやないと、手前味噌でこんなん作ってから協働、協働と言ったって何やってるか分かりませんよじゃ何のために作ったか分からんわけですよ。だから4月1日からやって、もう今日十何日やってるけどさ、今まで地域の自治会の総会なんかがあったかないか分かりませんが、この市民活動推進課の方たちはそういうふうなところに1回でも出席して地域のこういうものができましたよという説明しましたか。

○ 行財政改革推進室主幹

今の市民活動推進課につきましては、3月14日の行革の推進本部の中で最終決定をいたしました。3月16日に自治会連合会の理事会がございましたので、そこに参りましてご説明はさせていただきます。その中でも4月からの各地区の自治会の会長会等があった際にはぜひ説明をしたいということでお願いをさせていただきます。各地区の自治会長さんの会議がある際には関係課と一緒に出席して行って、お話をさせていただきたいというふうに考えております。

○ 兼本委員

長くなりますからやめますけどね、地区によっていきいきサロンなんかずっとやっていますよね。みんなそういうふうなものを、例えばどこの地域ではこういう行事やっていますよとかいうようなことは当然把握してるはずですよ。もう十何日経っていますからね。してるんですよ。

○ 行財政改革推進室担当主幹

行革としましては、その地区の行事内容につきましては把握いたしておりませんが、新設された市民活動推進課、それから各地区に配置されております公民館の職員につきましては、当然ではございますが把握しているというふうに考えております。（「君は担当課長じゃないだろう。担当課長がおるんだから、把握してるかって聞いてるんだから。」という声あり）

○ 委員長

暫時休憩します

休憩 14:13

再開 14:25

委員会を再開します。

○ 市民活動推進課長

今年の4月から新たに市民活動推進課が発足いたしましたけれども、業務の内容といたしましては簡易な苦情の受付、それからまた上下水道、それから教育関係の納付等の受付窓口をしております。それからまた5月に大々的に交通安全運動の大会が開催されますので今それに向かって努力しておる次第でございます。先ほどの協働のまちづくりでございますけれども、現在先進地の事例等を参考にしながら、基本的な考え方を整理している段階であります。終了後に仮称ではございますが、まちづくり推進会議的なものを立ち上げ広く意見をいただきながら、協働したまちづくりをどのように推進していくべきかを、基本方針等を策定する予定にしております。

新しくできたばかりでまだ戸惑いながらやっておりますけど、今後ともいろんなご指導よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 兼本委員

いろんな委員さんを集めて、ここでやるという会議も大事だろうけど、やはり自分たちの足で、自分たちが現地に出向いて、皆さんの意見を聞くというのが一番大切なことだろうと思います。そういう意味ではやはり各公民館の主事さんとして置いた、生涯学習の併任人事だということですけど、そういう人たちがやはり地域の行事等をよく把握しながら、例えば来月の行事は来月の行事はこういう行事があるんですよというような形で行事日程表ぐらいのものを作ってね、そしてこれには例えば副市長に出てもらいたいとか、いろいろな要望があったときには出て行って、そして地域の声を聞くとか、いきいきサロンとかいうのもずっとやってるわけですから、そういう中に行けば高齢者の皆さんが今どんな要望があるかということをよく、生の声が聞けると思うんですよね。だからそういうところに出向いて行って、そして皆さんの意見を聞きながら協働でまちづくりをするということにしないと、協働協働といっても、私が12月に一般質問で言ったように行政からの情報は出るけど、向こうからの情報取れんわけですね。苦情とかそういうものもあるけど、苦情処理だけで終わるんじゃなくして、まちづくりをやろうということですから、そういうところに出て行きながら地域の声を聞くと。委員を選任して本庁で会議をやってそれで終わりだということのだったら、何もそんな課を1つ作る必要も何もないわけなんですよね。だからそういうところをやっぴりよくできたばかりで大変だろうと思いますけどね、しかしやっぴり今から先、いろんな地域の行事、そういうものに、例えばそのこの課だけで足りないときには、各部長に皆さん要請して、各部長さんが担当で出て行ってもらうくらいの気持ちでやはり取り組まないと地域との、市民との協働というようなことはできないと思いますので、私は大変な部署だろうと思いますからね、しっかりがんばってください。期待して、よく見させていただきます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

討論を許します。討論はありませんか。

○ 川上委員

地方自治体の職員は、例えば本市では庄内の高度浄水処理施設建設工事をめぐる汚職事件に関わるなど、一部に不和した部分があったとはいえ、全体としては本来は地方自治と住民自治を支える住民の宝であります。この職員を豊富な経験を有する職員を含めて大幅に削減することを前提とした今回の専決処分は支所機能の低下をはじめ、住民サービスの後退に繋がりがねず、私は認めることができません。詳しくは本会議で述べることとして、以上をもって反対討論といたします。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第41号 専決処分の承認について(飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例)」を承認することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第42号 専決処分の承認について(飯塚市副市長の定数を定める条例)」を議題といたします。

執行部に補足説明を求めます。

○ 人事課長

議案第42号 専決処分の承認についてをご説明いたします。

議案書の43ページをお願いいたします。本議案は、飯塚市副市長の定数を定める条例につ

きまして専決処分の承認を求めるものでございます。

45ページをお願いいたします。地方自治法の改正によりまして、本年4月1日から、市町村に助役に代えて副市町村長を置くこととされまして、その定数を条例で定めることが法規定されました。そのため、第2条でございますが、1人と定めたものでございます。

なお、今回の改正によりまして、「長の命を受け政策及び企画をつかさどること」および「長の権限に属する事務の一部について、委任を受け、その事務を執行すること」が規定され、権限の強化が図られております。以上簡単でございますが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第42号 専決処分の承認について(飯塚市副市長の定数を定める条例)」は承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第43号 専決処分の承認について(地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例)」を議題といたします。

執行部に補足説明を求めます。

○ 総務課長

議案第43号 専決処分の承認について補足説明いたします。

議案書(その2)の46ページをお願いいたします。本議案は、地方自治法の改正により、助役に代えて副市長を置き、特別職の収入役が廃止され、一般職の会計管理者を置くこととされたため、条文中の助役を副市長に改め、特別職の収入役を削るものでございます。

また、あわせて引用条項の整理のために、「飯塚市証人等の実費弁償に関する条例」、「飯塚市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例」および、「飯塚市行政財産使用条例」の3つの条例につきまして、改正を行うものであります。以上簡単ですが、議案の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第43号 専決処分の承認について(地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例)」は承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第45号 専決処分の承認について(飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例)」を議題といたします。

執行部に補足説明を求めます。

○ 人事課長

議案第45号 専決処分の承認についてを説明いたします。

議案書の55ページをお願いいたします。本議案は、飯塚市特別職の職員の給料の支給の特例に関する条例について専決処分の承認を求めるものでございます。

57ページをお願いいたします。行財政改革実施計画に基づきまして平成18年度に引き続きまして19年度も市長が10%、副市長、上下水道事業管理者、教育長が5%の給料減額を行うものであります。以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 兼本委員

今、行財政改革に伴うということでの提案理由がありましたけど、ということは、財政が非常に厳しいから給与カットするということだとらえとっていい訳ですかね。

○ 人事課長

これにつきましては、行税制改革、財政状況に寄与すること、また、行財政改革に取り組む姿勢ですね、これをということで提案ということになっております。以上でございます。

○ 兼本委員

委員会運営について、ちょっと委員長にお尋ねいたします。この総務委員会というのは、ご承知のとおり、予算関係を全般的に扱う訳ですね。行財政改革について今、提案理由の中で、財政が非常に厳しいからカットするというような形で出た訳です。我々はこの議案をただ賛成か反対かだけで捉えていいのか、リコールを受けて新しく選出された新しい議員ですからね。我々においても行政、それから、今後受益者負担という形で市民にも負担増をお願いするような議案が多数出てくると思います。その中で、我々はただその案件を賛成か反対かだけで捉えていいのか。総務委員長として、例えば我々の自分達を律するためにも、色んな意味で考えられる案件を、例えばこの総務委員会の中で皆さんのご賛同を得ながら議運なりでひとつ検討していただくというような要望を議長に提出してもらおうのか。議長も就任時、議会改革をというようなことで新聞報道されとりましたのでね。その点委員長としてどのようなお考えかを、これは賛成・反対の、賛否の根拠として、ひとつお伺いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 委員長

委員長個人としての意見になるかと思えます。まず行財政改革、こういった提案がなされておりますが、今後、新しくできました議会についてもそういったものが今後十分に行われていくべきであろうと考えております。ですが、その方法等につきましては、今後議員各位との協議の中で執り行われていくべきものと考えているのが現実であります。以上です。

○ 兼本委員

重ねてお尋ねいたしますが、今後議員各位のということではこの45号の分については、この委員会では賛否だけを問えばいいというお考えですね。例えば、個々の条例、具体的な事を出せば、この委員会ではそぐわないと思えますけど、あえて発言させていただきますが、例えば、日割り条例とかいうものがありましたよね。そういうものにつきましては、やはり市民の皆様にも色んな形で選挙の際、大変ご批判をいただいたところですからね。そういうものについては、例えば今臨時会の中で結論を出すと、それから後の政務調査費とか報酬とかそういうものについてはですね、後日どのような形で議運で審議されても結構ですけど、今議会で結論出されるものは出すというような形で行くのか、それとも、いや今回、この総務委員会はこの45号については賛否だけを問うのであって、その点は今後の議員諸兄の皆様のお考え方に従うということで私どもは捉えていいのかですね、総務委員会で今後ですね、予算案が必ず出てくる訳なんです。色んなですね。受益者負担という名目で個人の、市民の皆さんに負担増をかける時にも、ただ単に賛成か反対かだけで審議できない、やはり自分達にも、議員として当然この行財政改革の一翼を担うところは当然担わないかんとお出してくると思う訳です。そういうふうなお考えはないとすればですね、議員提出議案でも何か形を出さないかんような形になってきますけどね。その点、重ねてお尋ねいたしますが、どのようなお考えですか。

○ 委員長

あくまでも個人的な意見となることは了解いただきたいと思います。しかしながら、私どもの議会が選出いたしました議長、この議長のもとに代表者会議なりを行い、それから協議・連絡して物事が進んでいくのではないかと、このように考えております。たしかに今、兼本委員がおっしゃられたとおり、色んな改革が現在要求がされております。しかしながら、この総務委員会ですらという権限を持ってやる、そういうことは、まずもって今のところは不可能だと私は考えております。まずは、議長、私どもが選出した議長・副議長、こういった議員間での協議がまずは先決であると、このように考えております。以上です。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 14:41

再開 14:45

委員会を再開いたします。

○ 永露委員

今回減額の条例制定が出された訳ですが、おそらく市長のお考えといいますか、市長の気持ちとしては、十分推測が出来る訳ですけれども、この際折角ですので、今回の条例制定についての市長のご存念を請け賜りたいと思います。

○ 市長

議案第45号に関してですけれども、1年が過ぎました。昨年3月26日の新しい合併の前の選挙にあたり、その時分における行財政改革とか財政危機的な数字、また他地方自治体におけるそういう動きの流れの中で、特別職という位置よりも私個人の流れの中で市長という職務の流れの中の給与に関してそういう表現を、まあ危機的な今の財政だという中で、そのままの数字で自分というものも、持っていく訳には到底市民の方の理解が得られないだろうということを考えて10%というマニフェストを提出させていただいて、当選後にそれを踏襲したという形の中で、また、特別職を任命する時にもそれを理解をしていただける特別職という形で選ばせていただいた訳です。それを今回の議案の中に上げてきましたというのは、まだまだこの市における財政というのが非常に厳しいと、そういう中で我々はそれをそのまま持って行くという形をお示ししたわけでございまして、議員の皆様、各位にはそれぞれ今の兼本委員をはじめ、いろんな形での考え、またご意見が出てきて、ご迷惑をかけておりますけれども、私が提出した意味というのはそういう流れを汲んできたということでございます。以上です。

○ 永露委員

まあ俗に言われる、隗より始めよという言葉がありますが、まさにそういう気持ちで今回の条例を出されたわけだと思います。それで人事課にちょっとお尋ねしますが、当然こういう給料の減額ということになりますと、当然ながら退職金にも及んでくるわけですが、具体的に、今の状況の中で行くと、例えば今年で財政が好転する、急に好転するとかいうことはまず難しいだろうと思います。それで今回の任期中、例えば市長の任期中、4年、今年入れれば3年ありますけれども、おそらくこういう減額条例制定がまたおそらく出るんだろうと、今の市長のお考えから行くとですね。そういう中でおそらくそういう形で行くんだろうと思いますけど、仮にそうなった場合に、退職金に対する波及といいますか、どのようなことになりますか。

○ 人事課長

特別職の退職手当の関係でございしますが、私ども1市4町合併の際に、退職手当組合へ加入をします。特別職も含めて退職金については退職手当組合の方に入るということで合併協議を調べまして、それで1市4町加入して、新市で合併をいたしたところでございます。それで退職手当組合さんの方につきましては、その条例の規約に縛られますものですから、一方的なカットということは困難ということでございます。

○ 永露委員

それは分かっております。それで私が申し上げたのは、退職手当の数値を扱えと言ったわけではないんです。当然給与が減額になると、退職手当にも当然響いてくるじゃないですか。それが例えば今回4年間こういう状況の中で減額をやると、退職金にどのような影響が出てきますかということをお願いしているんです。

○ 人事課長

退職手当の基本額を算出する根拠といたしましては、条例上の月額でございまして、カットをいたした月額ではございません。その通常の月額で負担金を納入ということが規定されております。

○ 永露委員

初めて知りました。ということは今回の給与をいくらにしようが、いくらにしようが、元の条例の給与が基礎になるということですか。

○ 人事課長

現在の給与を基にして退職手当組合の方で算定がなされるというところでございます。ですからカットした額ということではございません。

○ 永露委員

ということは仮に、極端な話しますけども、給与ゼロということになっても、退職手当金は元の金額を基準にしてやるから、いわゆる満額出るということですか。

○ 人事課長

条例上の給与に対応いたします負担金を納入することが定められておりまして、そういった形になるものでございます。ですから、今言われておりますような問題につきましては、今後退職手当組合とも協議をいたしたいというふうに考えております。

○ 永露委員

ちょっと理解ができませんのですね。今言われます条例上、条例上と言いますけども、その条例を今扱ってるんですよ。じゃあこの減額した条例と、おもとの当初の条例と、それを变更后でも基礎はおもとの金額ですか。この減額というのはまさに今言われるように退職金には全く影響しない。ただ給与が減額になるだけだということなんですか。

○ 人事課長

そのとおりでございます。今質問者が言われる趣旨を全うするとすれば、報酬額自体、本体が下がるということになれば、今質問者が言われるような形になると思っております。ですから、特例としてのカット、この部分については退職手当算定の中に反映されないということでございます。報酬額自体が何らかの形で下がれば退職金の額に反映されるということでございます。

○ 永露委員

難しいですね。じゃあ今、今回出されております条例は特例である。特例であるからということなんですか。じゃあこの条例そのものを減額するということはできないんですか。

○ 人事課長

先ほどから説明いたしておりますが、報酬額自体が引き下がるということになれば、それに対応した退職手当という形になります。ですからこういった現在の状況の中で、退職手当組合に加入する際には、こういった部分の問題点、これは認識はいたしておりました。が、1市4町合併の際に退職手当に加入している団体が多いものですから、加入という形で合併協議が調い、現在に至っておるところでございます。

○ 永露委員

それじゃ私の認識不足ということにしておきます。

それで改めてお尋ねいたしますが、合併後に退職手当組合に加入いたしまして、そこの組合

の比率によって現在市長、特別職の退職金の数値がはじき出されるわけですね。その数値はどのようになっていますか。

○ 人事課長

合併の際に特別職の報酬額、退職手当、これだけを分離できないかということで退職手当組合と協議いたしました。職員と同一でないとだめだということで現在に至っております。そしてその率につきましては、市長が、合併前は年100分の504、そして助役、副市長になりましたが100分の384、上下水道事業管理者が100分の252、教育長が100分の252。これが退職手当組合の加入ということで、市長は100分の510、副市長につきましては100分の300、収入役、これについてはなくなっております。上下水道事業管理者については100ぶんの252、教育長も同様の100分の252ということで、この数値につきましては合併協議の中で数値をお示しする中で退職手当組合への加入、これを決定いただいたところでございます。

○ 永露委員

組合に加入することによって、今の数字から行きますと、市長はわずかでありましたがアップになる。助役は384が300に大幅減、水道事業管理者と教育長につきましては同じということですね。今数字を出しましたけども、もう分かりやすく、例えば金額でいうと概算でどの程度になるんですか。

○ 人事課長

市長が2,003万2,800円、副市長が960万円、教育長が706万6,080円、上下水道事業管理者が695万5,200円という形になっております。

○ 永露委員

それとこれまさしく愚問になるかも知れませんが、以前から疑問に思ってたんですけども、いわゆる市長、副市長、上下水道事業管理者と教育長、ここまでも一般的に特別職というふうな言い方をされるんですけども、確か教育長については身分は一般職の身分であるというふうに理解しておったんですけども、そのとおりですか。

○ 人事課長

教育長につきましては、教育委員としての特別職の身分と、教育長としての一般職の身分の2つを持っております。

○ 永露委員

そうしますと、教育長につきましては、いわゆる一般職と同じように、職務専念の義務があるわけですね。

○ 人事課長

教育長としての一般職の身分ではございます。

○ 永露委員

今言われました「ではあります」ということですが、そんな区別ができるんですか。

○ 人事課長

通常の勤務体系の中では一般職の身分の勤務というふうに理解いたしております。

○ 永露委員

としますと、今回の条例出されております特別職の職員、この後に「等」がありますね。この「等」が教育長に該当するという理解よろしいんですか。

○ 人事課長

そのような意味を含めてということでございます。

○ 永露委員

再度ちょっと確認します。教育長につきましては一般職の職員と同じように職務専念の義務があるわけですね。ですから教育長はいわゆる職務以外のアルバイト等は禁止されるわけですか。

ね。しかし、その他の市長、副市長、上下水道事業管理者につきましては、言葉は適当かどうか分かりませんが、その他の収入を得るような職務に就くことは許されるという理解でよろしいですか。

○ 人事課長

全てということではございませんが、詳しくは条文を見ておりませんが、制限が一部あったかと思っております。詳しくは今記憶いたしておりません。

○ 川上委員

行財政改革の一環としての本提案ということなのですが、財政効果は年間どれくらいを見込んでありますか。

○ 人事課長

行革の実施計画の中で1, 500万円ほどを予定いたしております。

○ 川上委員

先ほど説明の中で、行革ということで繰り返し強調されたんですが、市民に対する、市職員も含むわけですが、行革の財政効果、縮減の効果は目標130億円なんです、5年間で。

そういう状況の中で市政運営の最高責任者、市長を含むそういう特別職の方々の給与の削減の問題とね、それから市民というのは自治体の主役であり納税者の立場ですね、に対する様々な痛みの押し付けの問題とね、同じ土俵の上で議論するのは非常に間違っていると思うわけです。で、今市民の中では、くどくなるかもしれませんが、昨年来からの住民税の大幅増税でしょ。今度も上がりますね、さらに。それから国民健康保険税、あなた方が上げた。そして介護保険料は天引きです。そしてこういう状況の中で非常に生活苦にあえいでいる人が増えている中で、あなた方はさらにゴミ袋の値上げだとか、水道料の値上げまでやろうとしておる。それをするときには最高責任者たちが私達は1, 500万円我慢しますからね、皆さんは130億円我慢してくれと言うに等しいんですよ、理屈としては。

私はそのところを同列で捉えることについてね、市長はどうお考えになってるのかお尋ねしたい。答弁を求めます。

○ 財務部長

この件につきましては、確かに今言われるように、同列で論議する、論議しないは別といたしまして、やはり今後、今質問者が言われますような市民負担の点は今回なり、どこにも実施計画なり議案として、予算として上がっているわけではございません。ただ今後特別職の方がこの行革、もちろん職員も含めてでございますけれども、まず自らの方を律して、やはり行革に取り組みないと市民の皆さんの理解は得られないという強い意志の下で、やはり先頭に立って自らの給与を削減し、職員も合わせて、職員の方にも組合の方にもご理解いただいで一緒にがんばって取り組んでいこう。そして将来まだ予算とか議案にはお願いしておりませんが、そういうことも考えられてくるだろうと思っておりますので、であればまずその辺の襟を正しておかないとお願いすることもできないし、理解も当然得られないだろうということから、こういう意志の表れというふうにご理解をしていただきたいと思っております。

○ 川上委員

今日の市財政の困難というのは基本的に国の責任ですよ。もう明らかです。同時に自治体においては市の執行部ととりわけ特別職の最高責任者の皆さんとそれを正しくチェックするべき責任がある市議会議員です。ここが責任があるわけですよ。ですからこのところに給与の削減だとか、報酬の削減とか要求していくのは、あるいは議論してもらうのは当たり前と思うんです。このことをもって、我々は我慢したから、削減してるから、市民の皆さんもゴミ袋が上がっても文句を言わないでくださいというような、先ほど表に出てないというふうに言われましたけど、実施計画の中で見直すとはっきり書いてあるわけです。それから水道料については本会議でも答弁があつておるわけです。ですからね、そのことを言ってるわけですよ。そうい

う責任あるものが自らの削減をすれば、市民にいくらでも痛みを押し付けていいのかというわけにはいかない。むしろ、例えば先ほどからしどろもどろの答弁が続いておる鯉田の工業団地開発敷の買収問題、それから目尾の巨額の税金投入に繋がる話、大変な無駄遣いですよ。なる危険性がある。不透明でもある。こういうものを正していくのが無駄をなくし、不透明さをなくして行って、暮らし充実、福祉充実するのが行革じゃないですか。その点を外して、市長も減らしているんだから皆さん我慢してくださいという理屈は成り立たんだろうと思います。しかしながら私はこの議案そのものについては賛成です。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第45号 専決処分の承認について(飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例)」を承認することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第46号 専決処分の承認について(飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 人事課長

議案第46号 専決処分の承認についてをご説明いたします。

議案書の58ページをお願いいたします。本議案は、飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について専決処分の承認を求めるものでございます。

今回の改正につきましては、合併時に未調整となっておりました自治会関係の行政協力員、自治会長をお願いしているわけですが、それと行政協力補助員、隣組長をお願いをいたしております。また農業関係で農区長と生産組合長の報酬の統一についてのものでもございまして、双方ともに報酬の統一についての協議が整いまして、改正となったものでございます。

61ページをお願いいたします。条例の新旧対照表でご説明いたします。まず、行政協力員関係でございますが、旧1市4町の報酬の完全統一が図られましたことから、附則第5項の特例規定を削除するものでございます。

報酬につきましては、63ページをお願いいたします。別表右側下段ですが、行政協力員が月額で平等割り1万500円、世帯割り98円、行政協力補助員が月額で平等割830円、世帯割り54円に統一されております。

次に農区長、生産組合長でございます。64ページをお願いいたします。本件につきましては、報酬と補助金交付金関係を含めて統一についての協議がなされたわけでもございます。まず農区長が月額で平等割792円、戸数割が50円、生産組合長が月額で平等割792円、戸数割が140円に基本的に統一となったわけでもございますが、生産組合長につきましては、旧筑穂町と旧庄内町の区域につきましてその地域性から特例規定が残されております。筑穂町が今までが低かったと。庄内町が高かったということで、段階的に調整をいたそうというところでございます。

戻りますが、62ページ、63ページをお願いいたします。生産組合長の報酬に関します特例といたしまして、旧筑穂町の区域が平等割り496円、戸数割93円、旧庄内町の区域が平等割り3,346円、戸数割110円となっております。これにつきましては経過措置でござ

いまして、20年度には完全な統一が予定をされております。以上簡単でございますが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第46号 専決処分の承認について(飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)」は承認することに異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第47号 専決処分の承認について(飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例)」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 人事課長

議案第47号 専決処分の承認についてをご説明いたします。

議案書の65ページをお願いいたします。本議案は、飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について専決処分の承認を求めるものでございます。

67ページをお願いいたします。まず第1条は、給与に関する条例での管理職手当の定額化に向けての改正、第2条は、特殊勤務手当の一部改正でございます。

また、第3条、第4条はそれぞれ、退職手当組合への加入に伴います上下水道局企業職員、病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の条文整理でございます。

69ページをお願いいたします。条例の新旧対照表でご説明いたします。まず管理職手当でございますが、昨年の人事院勧告に基づきまして、管理職手当をこれまでの定率制から定額制へ改めるものでございまして、国の改正に準じて行うものでございます。

本件につきましては、今年度当初は行財政改革実施計画に基づく管理職手当の削減実施、これは1ポイントの引き下げでございますが、この関係から定率制としておりますが、準備が整い次第、削減の効果額を勘案した定額制への移行を予定いたしております。

次に、特殊勤務手当でございますが、唯一のへき地手当支給対象でありました内住保育所の廃止に伴いまして、へき地手当の規定を削除するものでございます。

70ページをお願いいたします。退職手当組合への加入に伴います上下水道局企業職員、病院局企業職員の給与に関係します退職手当規定の条文整理でございます。以上簡単でございますが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

管理職手当で見直しということなんですが、これによる影響額はいくらになりますか。

○ 人事課長

行革の実実施計画の中で、効果額については880万円ほどを予定いたしております。

○ 川上委員

職員の給与については、この間、人事院勧告の影響を受けて、相当な額、収入が減少してきておると思うわけです。で、私はそういう状況の中で、この管理職手当というのは、「給与は下がる、仕事は増える」という状況が職場で蔓延してると思うんですが、管理職の皆さんですね、そういう状況の中で、せめて管理職手当というのは補給をする意味合いもあつただろうと思うわけですね、全体としては。それを、全体で880万円削減するということになるわけですね。

れども、これについては管理職の皆さん、苦境に陥らせることになると思いませんか。

○ 人事課長

1ポイントの引き下げということでございまして、条例の条文とは直接的には関係はございませんが、1ポイント引き下げする中で、ということでございましょうが、管理職一同、行財政改革、厳しい財政状況に取り組む姿勢を示し、職員の模範となってやっという、頑張っという姿勢の表れというふうにご理解いただきたいと思います。

○ 川上委員

私は、正しい意味での、つまり税金の無駄遣いをなくして、暮らし・福祉にまわしていくという立場からの行財政改革は推進するべきだと思うし、その立場には市長はじめ最高責任者クラスの方が先ほど発言したようなことで頑張るのも当然だと思うし、さらに一般職員がいろんな形で決意を示していくのも大事だと思うんだけど、管理職手当で880万円ね、国の流れに沿って削られて、それが行革への決意表明になるのか、なかなかそこは難しいんじゃないですか。

○ 人事課長

国の流れに沿って減るのではございまして、今言いましたカットというのは定率性でのカットでございまして、今回、先ほど説明いたしましたように、この条例条文の改正は、今まで管理職手当につきましては定率性でございました。ですから、年功序列といたしておかしいんでございますけれども、年齢の若い課長、年若い課長、この管理職手当の実額は、率制でございましたので差がございました。それを、定額制ということで額を統一しようと。課長職であれば管理職手当は、年が若い、年がいった、関係なく年功序列型をなくして定額制に持っという意味での条文整理でございまして。

○ 川上委員

今のお話だと、若い管理職の皆さんに手当を厚くしたいというふうなふうに聞こえましたが、それであれば、こういうふうな改正でなくて、若い管理職の手当が上がるような他のやり方があるんじゃないですか。市の支出が880万円削られるというんじゃないかと、ある意味では増やしてでも、必要な手当を出す、必要な手当はですよ。だから、こういう流れの中で、結果としてそうなったからといって、若い管理職の方々は少し上がりますよ、この人たちも普通は年とっていくんだから。だから全体として給与は相当、何十万円という削減状況でしょ、ここ数年間で。人によっては。そういう中で管理職手当まで削っていく、と。それで、さあ頑張れ、というのは頂けないと思うわけです。質問を終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 川上委員

この管理職手当の、職員に不利益になるような見直しを含む専決処分には反対です。以上で討論を終わります。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第47号 専決処分の承認について(飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例)」を承認することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第48号 専決処分の承認について（飯塚市職員等旅費条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 人事課長

議案第48号 専決処分の承認についてをご説明いたします。

議案書の71ページをお願いいたします。本議案は、飯塚市職員等旅費条例の一部を改正する条例について専決処分の承認を求めるものでございます。

行財政改革実施計画に基づきまして、出張等における旅費の見直しを行いまして、日当を半額に削減し特定旅費を縮減するなど取り組んだところでございまして、今回、関係いたします条例条文の改正を行うものでございます。

75ページをお願いいたします。条例の新旧対照表でご説明いたします。まず第17条2項の日当の規定でございしますが、県内宿泊出張や公用車使用の県外出張につきましても日当の支給を廃止いたしましたものでございます。

76ページをお願いいたします。別表第1の日当の額でございしますが、日当の対象経費を目的地の地域内での移動等にかかる諸雑費だけとすることで、その額を半額に削減するものでありまして、市長等特別職につきましても2,900円を1,450円に、職員につきましても2,400円を1,200円と減額いたしております。

また別表第2の19条関係でございしますが、この特定旅費につきましても支給対象を見直しまして、本条文に整理統合いたしましたものでございます。以上簡単でございしますが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

○ 兼本委員

先ほどの議案第45号と同じですけど、この48号についても、我々の費用弁償をやはり見直す必要があるんじゃないかならうかと思っております。そういうことで、この議案については反対いたします。

○ 委員長

ほかに討論はありますか。

（ な し ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第48号 専決処分の承認について（飯塚市職員等旅費条例の一部を改正する条例）」を承認することに賛成の委員は挙手願います。

（ 挙手 賛成多数 ）

賛成多数。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 15：24

再開 15：32

委員会を再開します。

次に、「議案第49号 専決処分の承認について（飯塚市税条例等の一部を改正する条例）」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 課税課長

議案第49号 専決処分の承認についてでございます。

議案書（その2）、77ページでございます。議案第49号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認につきましても補足説明をいたします。なお新旧対照表で説明いたします。

議案書（その2）、83ページをお願いいたします。83ページ中ほどでございます。追加条項となる第23条第1項第5号につきましては、信託法の改正により、法人課税信託の引き受けを行うことによって、国税である法人税が課税される個人には法人税・法人住民税の法人税割も課されることとなったものであります。なお新信託法は平成18年12月15日に公布されておりますが、その施行は公布の日から起算して1年6カ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される予定となっており、その間に課税客体の把握等について税務署と密に連絡・協議を行う予定です。

次に86ページをお願いします。下から3行目、追加条項となる附則第10条の2の第6項につきまして、地方税法附則第16条第11項又は同条第12項により、65歳以上の者、介護保険法の要介護もしくは要支援の認定を受けているもの、または障がい者である者が居住するもので、一定のバリアフリー改修工事が、自己負担30万円以上で行われた住宅について、翌年度分に限り固定資産税を100平方メートル分までを限度に3分の1減額するものであります。このことにつきましては、参考資料をお配りしております。

次に89ページをお願いします。中ほどでございます。附則第18条の2の改正でございます。資本等の金額が1億円を超える法人に対する法人税割の税率について、標準税率の100分の12.3ではなく、特例として期間を設けて、超過税率の100分の14.7を適用しておりますが、その期限が平成19年3月31日となっておりますので、これをさらに3年間延長し、平成22年3月31日までにしようとするものであります。

次に90ページをお願いいたします。中ほどでございます。附則第19条の3の改正でございます。上場株式等の配当、譲渡益に係る市民税の特例期間の延長期限が平成20年度までになっておりますが、これを1年間延長し、平成21年度まで延長するものであります。以上です。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

説明中、上場株式等の配当、譲渡益に関わる市民税の特例適用期限を1年間延長するわけですが、これによる市税への影響額はどのくらいになりますか。

○ 委員長

暫時休憩します

休憩 15:37

再開 15:40

委員会を再開します。

○ 課税課長

今の試算につきましては変動がありまして、この報告につきましては後日させていただきたいと思っております。

○ 川上委員

あなた方は、つまり、どのくらい税収に影響があるかわからないまま、議案を出してるということなんですね。それで、今、庶民の利子に対する課税は幾らですか。

○ 課税課長

住民税が5%です。うち、市民税が3%になっております。

○ 川上委員

だいたい20%ですよ。で、今度の上場株式等の配当、譲渡益に関わる市民税、何%ですか。

○ 課税課長

100分の1.8です。

○ 川上委員

これは10%ですよ。それで、それはいいです。数字はまた確認します。影響額についてはね。一定のバリアフリーを行った住宅に対する固定資産税の減免措置、これについては、これは難しいでしょうね、影響額は。どうですか。

○ 課税課長

この件につきましては、今からの改修に伴いまして申請が出てくることですので、数字的にはわかりません。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 川上委員

この専決処分承認については、一定のバリアフリーを行った住宅に対する固定資産税の減免措置の創設など、非常に市民が助かる内容を含んでいるんですけども、一方でこの間、高額所得者、大株主、大資産者への優遇も進んで、所得税の最高税率は70%から37%。住民税の最高税率も18%から13%に引き下がってますね。庶民のなけなしの預貯金の利子にかかる税金は20%なのに、大資産家の年間何億円もの株式配当や株式譲渡所得には、わずか10%に減らされております。株式配当や譲渡所得への課税が、一生懸命働いて得た所得への課税より優遇される税制というのは、社会のあり方もゆがめていくのではないかと思うわけです。従って、今回の専決処分については賛成できません。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第49号 専決処分の承認について（飯塚市税条例の一部を改正する条例）」を承認することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第7号 損害賠償の額を定めることについて」を議題といたします。

執行部に答弁を求めます。

○ 人事課長

旅行命令ということで、人事課の方で回答させていただきます。

まずもって、確認が遅れましたことを深くお詫び申し上げます。

まずご質問の内容でございますが、主催者、それからその講座の内容ということでございましたので、その点についてご報告いたします。

まず主催者につきましては、主催は第47回福岡県人権同和教育夏期講座実行委員会ということで、後援を福岡県、福岡県教育委員会、福岡県市長会、福岡県町村会等々が行っております。それから講座の内容でございますが、まず全体会、これが●クワヤマノリヒコ●さんというお医者さんでございまして、コンサートステージがっております。それから次に個別に入る、これ全体会でございまして、個別の講座といたしまして、講座の1がシンポジウム、子どもを中心にして大人として社会としてできること。また講座の2がこころの発達の停滞とその背景にある子育ての問題。講座の3がまちづくりから地域が変わる、学校が変わるということで、担当職員については、この講座の3の方に参加をいたしております。

それから、この案件につきましては、庄内支所の地域振興課が、人権同和教育関係、これにつきまして啓発を含め事務を分掌しておりますことから、地域振興課長が旅行命令に対して決裁をして出張させたということでございます。

○ 川上委員

私はこの出張については、公務なのかどうかということで聞いてきておるんですが、交通手段としては、今後はいろんな経費削減とかあるかもしれませんが、必ず車ということではなくて、安全面を考慮して公共交通機関使うということも考えたらどうかと思いますが、それはさておいて、この職員以外にこの講座に出張命令で行った職員がおられると思うんですよ、教育委員会含めてね。一緒に行動されておったわけではないのかお尋ねします。

○ 人事課長

人権同和教育課の方も参加をいたしておりますが、この分につきましては支所からの出張につきましては個別に動いております。一緒に固まってということではなくて、個別に移動をいたしております。

○ 川上委員

まあ参考に、この方以外にどこの課から何人参加されておるか分かりますか。

○ 人事課長

人権同和教育課、教育委員会の方ですけども、そちらの方で10名参加という報告は受けております。

○ 川上委員

そうすると、支所からは庄内が1人で教育委員会10名ということでいいですか。他の支所からは行ってないですか。

○ 人事課長

庄内支所のみで、他の支所についての確認はいたしておりません。

○ 川上委員

そして先ほど答弁があったかもしれませんが、出張命令は課長が、当たり前のことかもしれませんが、出張前に出したものかどうか確認します。

○ 人事課長

当時の地域振興課長が出張前、当然旅行命令ですから前にしたというふうに、そして業務として出張させたという報告を受けております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

○ 委員長

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第7号 損害賠償の額を定めることについて」は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。